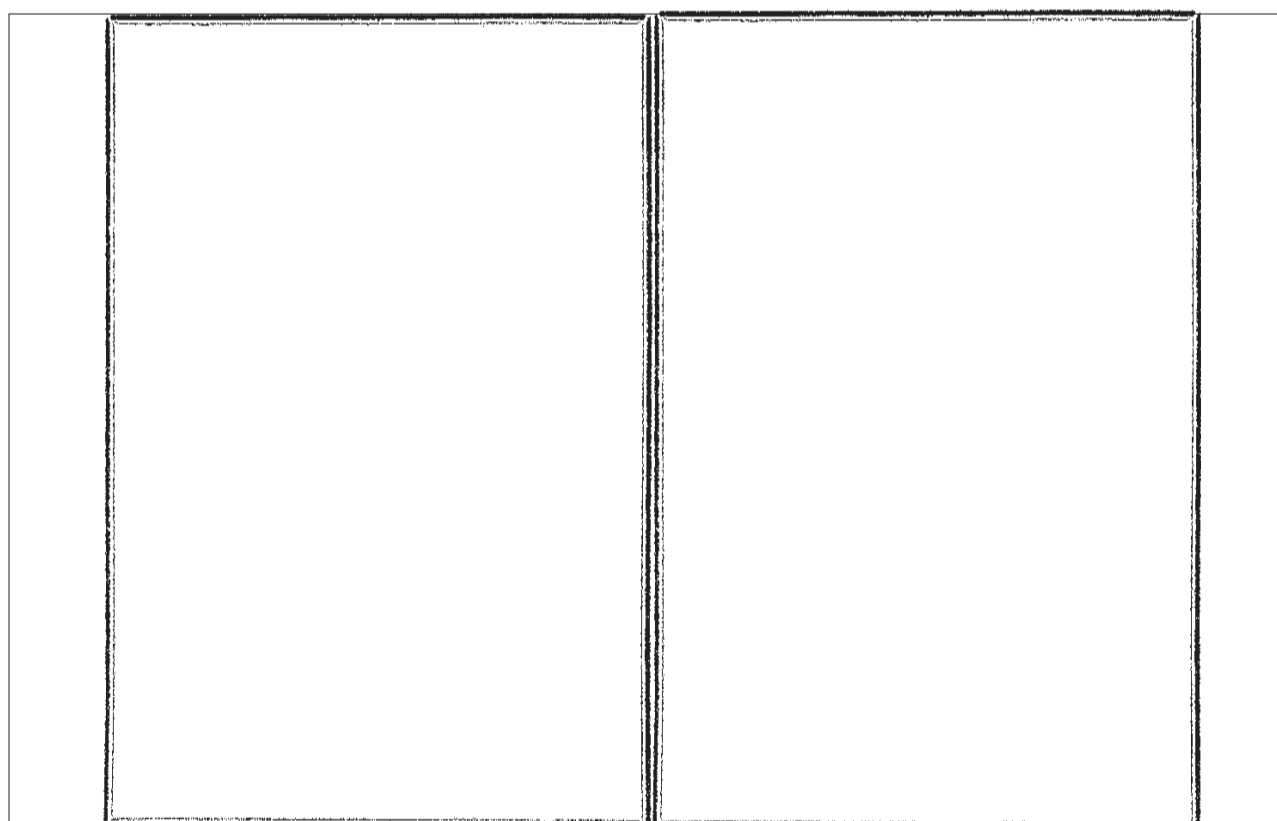
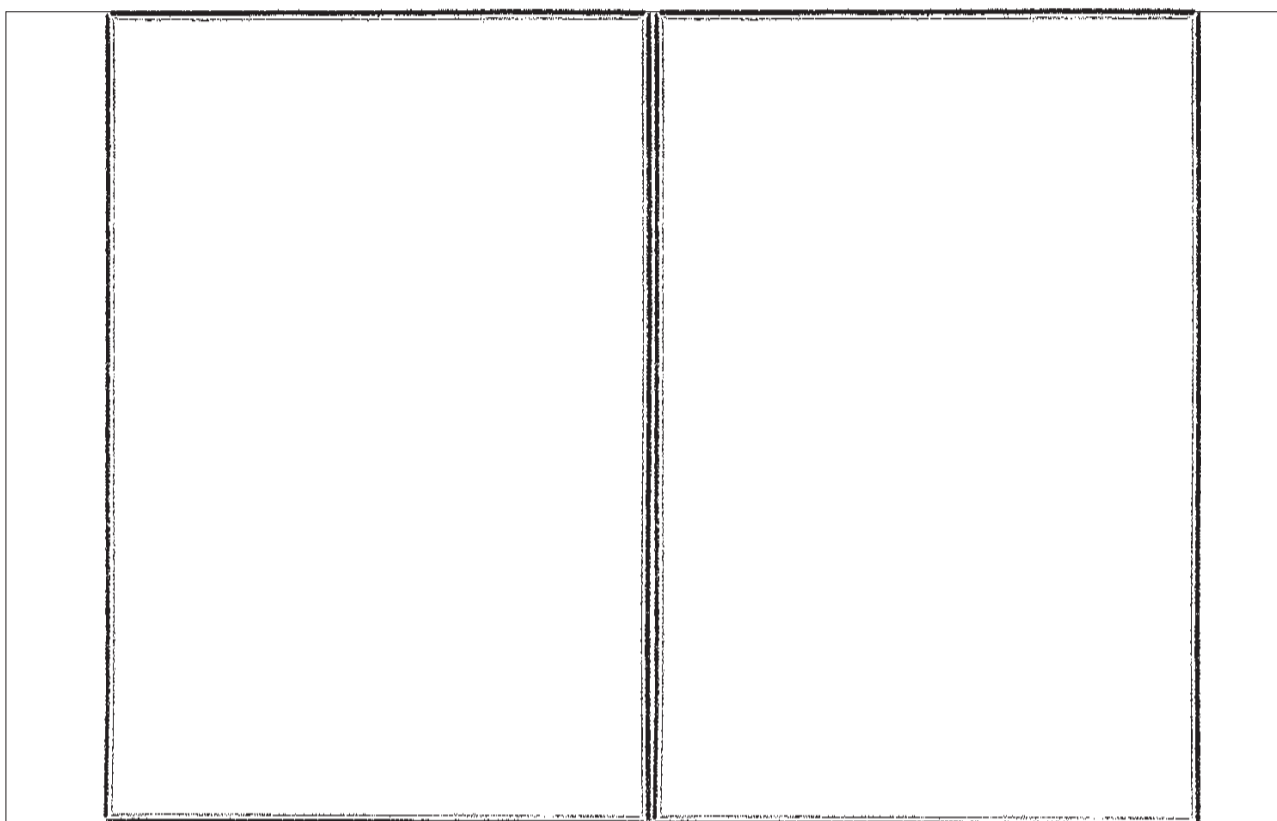


議事速記録第三十四號

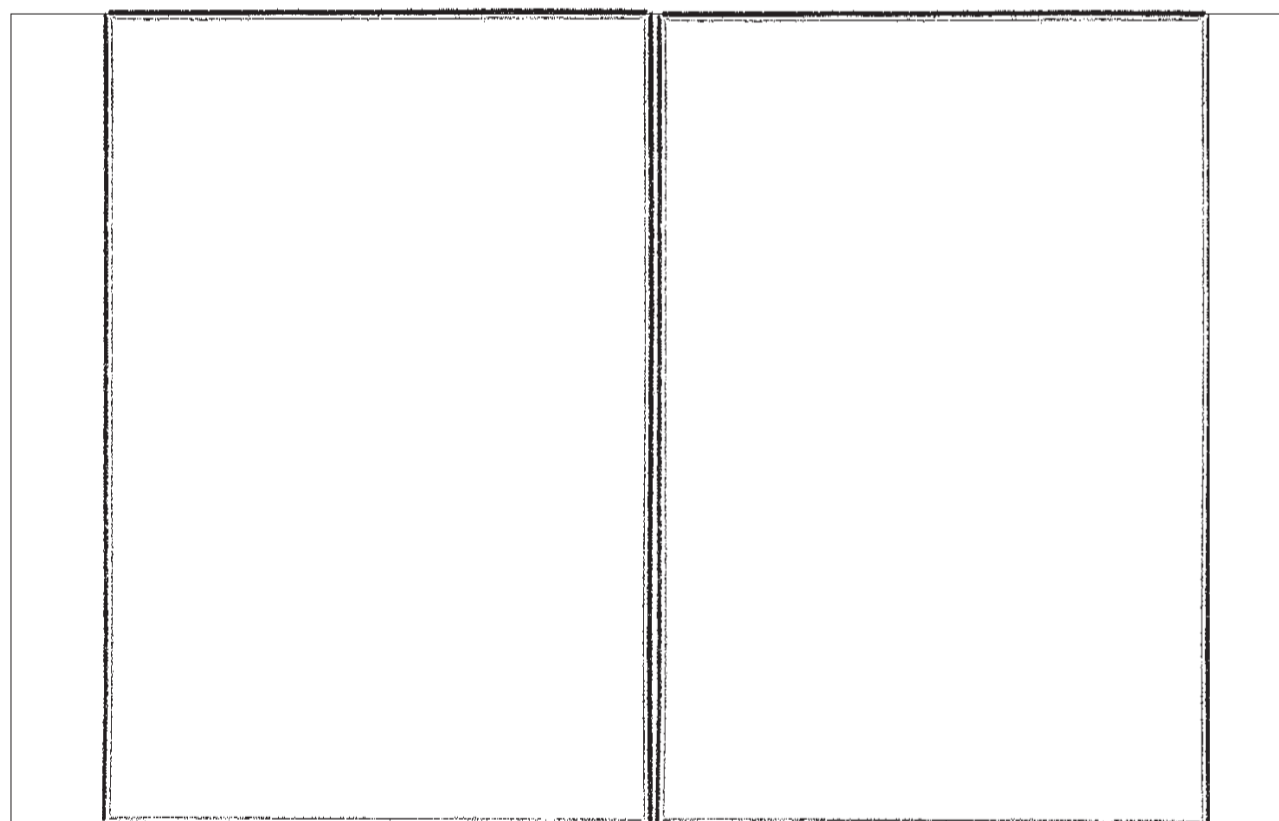
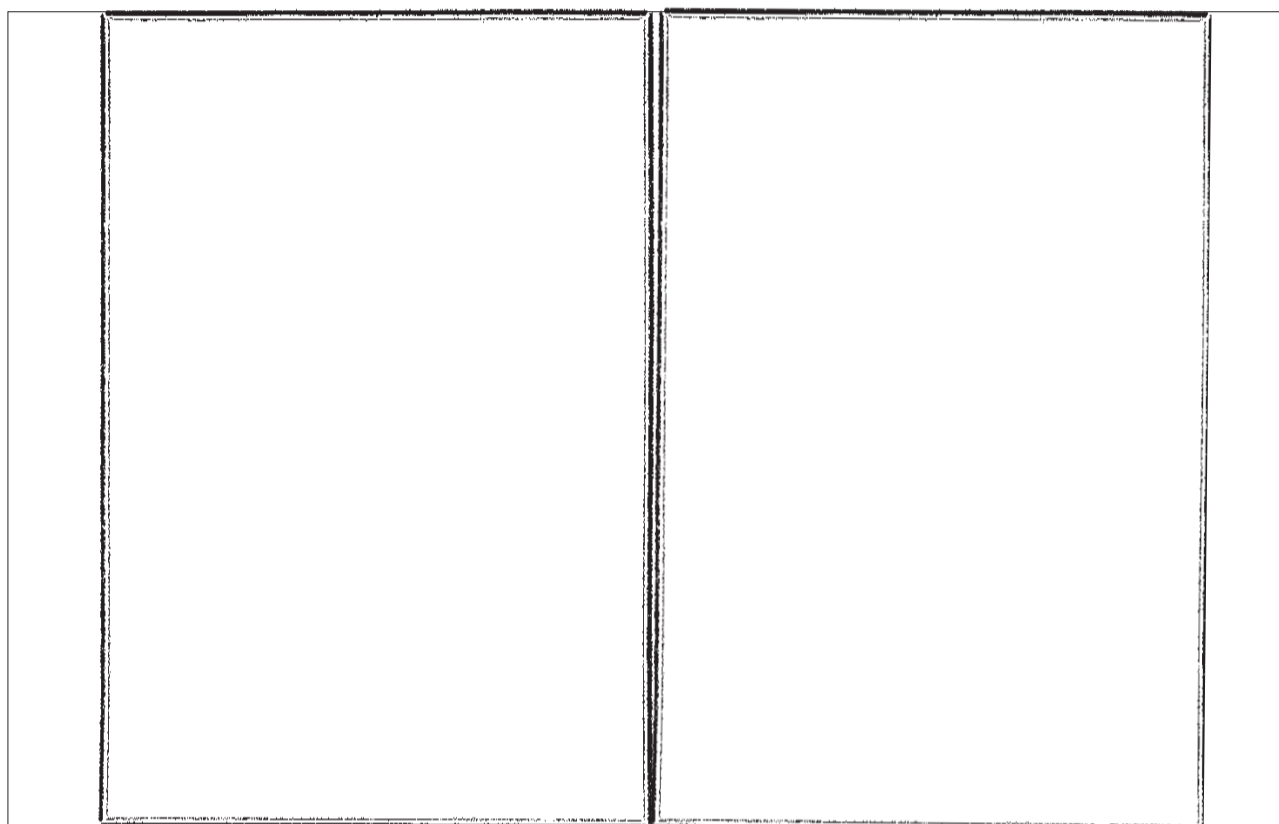
昭和二年第十七次居留民會  
臨時會議事速記録

天津居留民團



	特別會計電氣歳入出追加豫算案 特別會計電氣歳入出豫算修正案 第五、不動産取得稅條例改正ノ件 第六、天津日本義勇隊規則案 第七、昭和二年度居留民團歳入出追加豫算案
	次 二六頁

--	--



昭和二年第十七次居留民會臨時會議事速記録

昭和二年五月二十三日於公會堂

一、民會議長選舉

議事日程

- 第一、整備費請願ノ件
- 第二、家屋買取ノ件
- 第三、昭和二年特別會計電氣費出入追加豫算案
- 第四、昭和二年特別會計電氣費出入豫算修正案
- 第五、不動産取得税條例改正ノ件
- 第六、天津日本義勇隊規則案
- 第七、昭和二年居留民團歳入出追加豫算案

出席議員

五十一名  
 藤田重直 勝田重直 天田朝義  
 小宮山 繁 牧 尚一 兒島 懋  
 川村留藏 天野仙太郎 有留重利 榎垣恭興

(2)

大澤大之助 山 川 實  
 上野 壽 平井久一 砂田 實  
 相原俊次 遠山 謙 杉浦 泰介 池田 吉  
 川島貫明 永井忠一 金山喜八郎 好富道明  
 眞藤 康生 利根川 久 郡 茂行 池田 毅負  
 藤田 謙二 遠藤 盛 田村 俊次 井野口貞太郎  
 富成 一二 永安平吉 佐々木敏丸 赤山今朝治  
 吉田治四郎 星野 順次郎 佐藤 政作 貝原 收蔵  
 野崎 誠 近 山 上 逸 大崎 犬生 岡本 久雄  
 千葉初藏 武田 守 田中 錦太郎 拾 名  
 會長 白井 忠三 利根川 久 砂田 實 田村 俊次  
 藤田 謙二 牧 尚一 大澤大之助 永井 忠一  
 上野 壽 好富道明

四時三十分開議  
 ○副議長(藤田重直君) 登壇(拍手起る)  
 御挨拶申上ます。前議長の島澤氏が去る三月三十一日に御亡くなりになりましたので、暫く新議長が選任されるまで私が議長の席を汚します。今回臨時民會を招集せられた目的は、申す迄も無

(3)

く皆様に絶て配布して置きました。議案に基いた審議を目的としたものであります。只今までの出席議員四十九名、法定数に達して居りますので之から自議を開きますが、茲に第十七次居留民會臨時會は成立致しました。只今から總領事の招集の旨で御座いますから、暫時御静聽願ひます。

○總領事(加藤外松君) (拍手起る)  
 今日まで欠員になつて居りました議長の選舉、それから不動産の取得税條例改正の件、天津日本義勇隊の規則に關する案、其他若干の案件を討論する爲に、本日茲に民會を招集し、その成立を見るに至つた次第であります。今日討論される議案は私から申上るまでも無く、吾が居留民團としては極めて重要且緊急に處決を要する案件であります。各種の都合上、今回の臨時民會の會期は、特に一日に限定してありますから、どうぞ其の點に留意されて和衷協同、餘り議論が他般に涉らぬやうに、慎重御審議あらむことをお願い致します。一寸招集の御挨拶を申上ります。(拍手起る)

○副議長(勝田重直君)  
 會議に先立つて議員の異動に就て御報告申上ます。黒澤君は去る三月の民會が終つて、議員慰勞會の席半ばで不幸病を得られて遂に死去されました。それで私は當時居留民會議員一同を代表しまして、黒澤君の遺族に哀悼の意を表し、併せて支那名で隙子と申し、日本で申せば旗のやうなものを靈前に供して、御冥福を祈ることと致しました。次に川本君、上田君、太宰君此の三君は、四月及五月の中に一身上の都合で辭任されました。御報告は之で終りました。之より議案に基いて議事を進めます。只今より議長の選舉を行ひます。之は法律に基いて行はれますから、別

(4)

に事山も述べませぬ、只今名刺とそれから選舉用紙を配布致しますから、夫々御選舉を願ひたい。

○總領事(加藤外松君)  
 選舉立會人として山上君、遠藤君、此の兩君にお願ひ致します。(此間投票)

○副議長(勝田重直君)  
 投票洩れはありませぬか。(發言者無し)

○副議長(勝田重直君)  
 名刺の數と投票數とが合致して居りますから、之から開票致します。(此間開票採點)

○副議長(勝田重直君)  
 開票の結果を御報告致します。吉田房次郎君二十七票、有留重利君十一票、遠山 謙君十一票、相原俊次君一票、吉田房次郎君が二十七票でありますから、法定數に達して居りますので、御當選になりました。(拍手起る)

○議長(吉田房次郎君) 登壇(拍手起る)  
 一寸一言御挨拶申上たいと思ひます。只今民會議長と云ふ、重要な位置に私を御選舉下さつて私に取つては非常な光榮であり、難有く御禮を申上ます。處が御承知の如く、私は之まで議場の整理に就ては曾て當つたことは御座いません、其の上流だ調子であつて、果して私の申すことが議場に徹するかどうか疑問であると思ひます。然らば議場に徹せんやうな議長ならば、甚だ議長として不適當であると思ひます。處が私は天津に二十數年來居住し居り、又民

(5)

團の自治行政にも多年参政して居ります、従つて多少天津の事情に通曉してはゐないかと云ふことが、皆様の私を御推挙下さつた次第であると思ひます、でありますから斯く皆様から御推挙を得た以上、謹んで此の議長職を相受け致したいと思ひます、それから私は議長に就任した以上は、最も公平に議事を處理したいと思つて居ります、併し前申しました通り、議務整理にもなれませぬ、法規にも不慣れで、皆様に於かれても色々御不満の点も御座います、之は皆様の御指導と御同情に據つて、此の任務を全ふしたいと考へる次第で御座います、一言御挨拶申上ります。(拍手起る)

○勝田重直君 暫く休憩なすつては如何ですか。

○議長(吉田房次郎君) それでは之から十分間休憩致すことに致します。(午後五時五十分再開)

○議長(吉田房次郎君) それでは之から再開致します、議事に入る前に議事録の署名者を指命致します、那茂行君、赤山今朝治君、此の兩君にお願ひ致します、それから今日の議事日程に入る前に、榎垣議員から緊急動議が出ましたから、一寸朗讀致します。(緊急動議案朗讀)

○議長(吉田房次郎君) 只今の動議案に對しては、正規の賛成者が御座いますが、之を議題に致しますか、又それに就ては議事日程を變更し、日程第一として討議致したいと思ひますが、諸君の御賛成を得たいと思ひます、御賛成の方は御起立をお願いします。(起立者多数)

(6)

多数でありますから議題と致します。

日程第一 榎垣議員提出緊急動議

○榎垣泰興君 登壇(拍手起る)

此の租界の警備費は、我民團蔵出豫算の重要な部分を占めてゐますが、私は従来より此の警備費に對しては、其の性質上全部國庫の補助を受け、或は一部分の御負担を願ひたいと云ふ所感を持つて居りましたが、おそろく之は年々の行政委員諸君も御痛感なすつて居つた處と思ひますが、色々都合やら遠慮やらで具体化して現れないものと信じて居ります、此の臨時民會に於て私は之を好機會と思つて緊急動議案を提出した次第であります、御承知の通り我租界は次第に整頓して参りまして、巡捕の數も増さねばならぬ、それから又近年頻々として巡捕の不慮の負傷、或は死亡、之に伴ふ弔慰金或は葬金と云ふものが要する次第で、之は單に警備費に就てのものではありませんが、隨つて總豫算に就ての歳出を考へますと、之亦年々膨大して、吾々は已に本年の民會でも随分苦しいのであります、然るに一方に於て歳入は決して膨脹して居りませんから、何時かは之が行詰る事と思ひます、已に本年の民會でも、御承知の通り歳出の方に就ては、所謂無い補は振れぬ状態で、一例を申すと道路費と云ふものは、之は昔々昨年よりもつと増額せなければならぬと云ふ風に考へて居りましたが、今年に於て三四割減額になつて居るやうな次第であります、それで豫算審査委員會に置きましても、何とかして施設をせよと云ふ無いかと云ふやうな頭をもつて審査した結果、僅か一萬元の不確定なる増額に止まつた譯であります、之等の點を考へますと、私は此の警備費と云ふものを早く補助請願をした方が良いや無いかと云ふことを、益々痛感する次第であります、尙此處で私は何も對支外交に就ての大きいことを

(7)

云々する譯では御座いませんが、御承知の通り、本國に於ては吾々居留民の生命財産に就ては、絶對的の保護をされんと云ふことを聲明されて居ると云ふことで、吾々は何と無く求めれば與へられると云ふやうな氣が有りはせぬかと云ふ念も御座いますので、そう云ふ事を考へました、故に、斯う云ふ提案をした譯であります、どうぞ斯様の次第でありますから、諸君の諸君が御賛成下さるものと思ひます、終りに臨むで私は一寸申上りたいと思ひますのは、近來吾行政委員會は輕率なる且杜撰なる處の提案を、吾々此の民會に提出されるのが二三に止まらぬと私は思ふのであります、今回の臨時民會の議案も、私は悉く先般來吾々が協賛を與へた議案の改訂に過ぎぬと思ひますが、此の點は甚だ遺憾に存じて居ります、行政委員中の各位の中には或は………

○議長(吉田房次郎君) 一寸御注意申上りますが、御提案に就て御説明が済みましたら、議題外のことに涉らぬやうお願ひ致します。

○榎垣泰興君 尙今臨時民會の議題に上つた處の義勇隊費に就ても、吾々が本協賛を與へたもので充分であると思ひますが、之も亦數倍多くされて居るやうですが、しかすると我租界の警備に於て、従来より二重、三重の負担をせなければならぬことになりはせんかと思ひます、斯るが故に先ず、警備費の國庫補助を願ふが必要であると思ふのであります。(拍手起る)

○議長(吉田房次郎君) 只今の榎垣議員の御提案に就て質問がありますればどうぞ。

○小宮山 繁君 只今榎垣さんの御提案は、民團の財政上から考へられて、極めて趣旨に於て妥當に考へます、唯此の民會の席上之を直に決議して請願するやうにお仰やいますが、事實民團の經費は膨脹して居りますけれども、之に就ては尙相當の機關を経て充分研究したならば、或は政府の補助を得なくとも良いことにならぬかも知れませぬ、兎も角一應の研究を遂げた上で、それで方法が着かぬ時には政府の補助を願つて、國庫から出して戴いても結構だろと思ひます、現在其の話は随分聞いて居りますが、まだ通常民會の議案にもせず、此の臨時民會で直に決議し、其の上請願する事は、多少考へて見たいと思ひます、趣旨に於ては賛成であります。

○榎垣泰興君 私も實は行政委員會の方に建言しやうかと思ひましたが、然も此際には、請願の趣旨から申して民會の決議を経た方が何だかよからうと云ふことを私は思つて、應々此の民會に提出した次第であります。

○議長(吉田房次郎君) 他に御質問御座いませんか。

○小宮山 繁君 只今の御提案に就て、私は必ずしも反對致しません、斯う云ふ補填なる民會で極めましても、其の中には外務省の考も御座いませうし、行政委員會の考もありませうから、夫等の點に就て請願して、有望に請願が通るやうなれば、御提案は通るやうに努力致しますが、此處で決議して請願を爲すことは、却て考慮を要すると思ひます、そう云ふのか私の希望なのであります。

○議長(吉田房次郎君) 他に御意見御座いませんか。

○遠藤盛彌君 少し意見を述べてもよろしいでせうか。

○議長(吉田房次郎君) どうぞ。

○遠藤盛彌君 私は今小宮山君の御意見に對して、平素の小宮山君の説にも不似合と思ひました、と云ふのは私は小宮山君は民意を代表されて居つて、其の事情によつて右を見たり、左を見たり

(8)

云々する譯では御座いませんが、御承知の通り、本國に於ては吾々居留民の生命財産に就ては、絶對的の保護をされんと云ふことを聲明されて居ると云ふことで、吾々は何と無く求めれば與へられると云ふやうな氣が有りはせぬかと云ふ念も御座いますので、そう云ふ事を考へました、故に、斯う云ふ提案をした譯であります、どうぞ斯様の次第でありますから、諸君の諸君が御賛成下さるものと思ひます、終りに臨むで私は一寸申上りたいと思ひますのは、近來吾行政委員會は輕率なる且杜撰なる處の提案を、吾々此の民會に提出されるのが二三に止まらぬと私は思ふのであります、今回の臨時民會の議案も、私は悉く先般來吾々が協賛を與へた議案の改訂に過ぎぬと思ひますが、此の點は甚だ遺憾に存じて居ります、行政委員中の各位の中には或は………

○議長(吉田房次郎君) 一寸御注意申上りますが、御提案に就て御説明が済みましたら、議題外のことに涉らぬやうお願ひ致します。

○榎垣泰興君 尙今臨時民會の議題に上つた處の義勇隊費に就ても、吾々が本協賛を與へたもので充分であると思ひますが、之も亦數倍多くされて居るやうですが、しかすると我租界の警備に於て、従来より二重、三重の負担をせなければならぬことになりはせんかと思ひます、斯るが故に先ず、警備費の國庫補助を願ふが必要であると思ふのであります。(拍手起る)

○議長(吉田房次郎君) 只今の榎垣議員の御提案に就て質問がありますればどうぞ。

○小宮山 繁君 只今榎垣さんの御提案は、民團の財政上から考へられて、極めて趣旨に於て妥當に考へます、唯此の民會の席上之を直に決議して請願するやうにお仰やいますが、事實民團の經費は膨脹して居りますけれども、之に就ては尙相當の機關を経て充分研究したならば、或は政府の補助を得なくとも良いことにならぬかも知れませぬ、兎も角一應の研究を遂げた上で、それで方法が着かぬ時には政府の補助を願つて、國庫から出して戴いても結構だろと思ひます、現在其の話は随分聞いて居りますが、まだ通常民會の議案にもせず、此の臨時民會で直に決議し、其の上請願する事は、多少考へて見たいと思ひます、趣旨に於ては賛成であります。

○榎垣泰興君 私も實は行政委員會の方に建言しやうかと思ひましたが、然も此際には、請願の趣旨から申して民會の決議を経た方が何だかよからうと云ふことを私は思つて、應々此の民會に提出した次第であります。

○議長(吉田房次郎君) 他に御質問御座いませんか。

○小宮山 繁君 只今の御提案に就て、私は必ずしも反對致しません、斯う云ふ補填なる民會で極めましても、其の中には外務省の考も御座いませうし、行政委員會の考もありませうから、夫等の點に就て請願して、有望に請願が通るやうなれば、御提案は通るやうに努力致しますが、此處で決議して請願を爲すことは、却て考慮を要すると思ひます、そう云ふのか私の希望なのであります。

○議長(吉田房次郎君) 他に御意見御座いませんか。

○遠藤盛彌君 少し意見を述べてもよろしいでせうか。

○議長(吉田房次郎君) どうぞ。

○遠藤盛彌君 私は今小宮山君の御意見に對して、平素の小宮山君の説にも不似合と思ひました、と云ふのは私は小宮山君は民意を代表されて居つて、其の事情によつて右を見たり、左を見たり

(9)

○議長(吉田房次郎君) されない方と云ふ風に信じて居りましたが、今の御意見を聞きまして私は非常に意外に感じて居ります。それは先程榎垣議員が御説明されたやうに、假令行政委員諸氏の考が案邊にあるが、居留民意を代表するのが吾々の根本精神である、直に斯う云ふたらあそこが六ヶ敷いから止めて置かうと云ふ、打算の懸念を避けられて、如何に吾々が海外の第一線に立つて活動をして居るか、殊に今日は白河問題等の爲に、貿易業者等は非常な打撃を蒙つて居る場合に、海外に出て居る處の居留民の安寧秩序を維持し、補助を願ふことは吾々の義務であらうと信じます。此の意味に於て、私は榎垣議員の御提案に非常に賛成して居ります。

○小宮山 繁君 只今の榎垣氏の御主張は、中々立派なものでありますが、吾々としても民意を代表して居る次第であります。唯私が考へる處は、今遠藤議員のお仰る如く、民意を代表して居るものであるから、民會の決議でよいと云ふことは、誠に結構であります。私としては民會の決議なるものは、其の實行に云ふ收獲が無ければならぬもので、唯此の席上で、民意を代表して居つて大いに御名論を吐かれても、直に之が地盤されるものならば、其の努力は結構に聞へます。之を慎重に考へて見ますと、或は程度の問題も考へなければならぬし、それを考へたらと言ふて、外務省まで突付けやうと云ふことが、民意を代表するものとは思つて居りません。其の點に於て私は少し慎重に考へたい希望を持つて居ります。

○勝田重直君 只今の小宮山君の説は、此の議場で決議したことを外務省に突付けることは、何等民意を代表したもので無いと云ふことかありましたが、お間違ひと思ひますから御取消願ひたい。

○治垣恭親君 小宮山議員と對談的に問答す。

○議長(吉田房次郎君)

(10)

一寸御注意申しますが、直接お話をさらないやうに願ひます。

○榎垣恭親君 一言申して置きたいのは、此の建議案に就ては、私は請り行政委員会にお委せるのでありますが、其の結果として、何もすぐ補助を増額になるかならぬかは問題で無いのであります。兎に角一より二、二より三と云ふ風に所謂力強く外務省に御考慮をお願ひしたらと思つて、此の建議案を出した次第であります。

○議長(吉田房次郎君) 他に御質問御座いますか。(無しと呼ぶ者あり)

○議長(吉田房次郎君) 勝田議員にお尋ね致しますが、先刻のお取消の事は。

○小宮山 繁君 只今勝田氏から、私が此の議場で決議したことを外務省に突付けることは、何等民意を代表したもので無いと言つたやうにお仰りましたが、若かしては言葉は私か用ひたしかならば、之は誤りであり、乍併、私は斯の如き言葉を發して居りません。若かして盛かに發したとお仰るならば、速記録でも調べて置きたい。

○勝田重直君 私の耳か聴聞違つてゐなかつたら、甚だ仕合せの至であります。

○議長(吉田房次郎君) 他に御意見御座いますか。(無しと呼ぶ者あり)

○議長(吉田房次郎君) 小宮山君、反對では御座いませんか。

○小宮山 繁君 反對では御座いません。

(11)

○議長(吉田房次郎君) それでは採決致します。榎垣議員から提出された決議案に就て、お聽きの通り賛成の方は御起立願ひます。(起立者多数)

○議長(吉田房次郎君) 大多数御賛成のやうですから、可決確定と致します。(拍手起る)

○議長(吉田房次郎君) それでは次の日程に進入ります。日程第一は第二に成りますから御訂正下さい。家屋買収の件に就て、只今から第一讀會に進入りますが、提案者から一應御説明か御座います。

日程 第二 家屋買収の件

○理事(中島徳次君) 一寸御説明致します。此の家屋買収の件は、只今保潔課が設置されて居る、伏見街の突當りでありまして、その右の角に保潔課が出来て居ります。當初の豫定は、あれ丈のもので苦力も收容し、又土木の常備兵も收容すると思つておりましたが、實際の處も保潔課の方の苦力も満員となつて、現在土木の方の苦力收容所が無いと云ふ状態に、特に自動車も増したたので甚だ差支へて居つて、向あそこを通りませうと思つて居りますが、随分前には養馬場などが其の儘にして御座います。之を此の儘にして置けば交通上面倒も起きませうし、又不休養でもあり、丁度あの前に操子會社が民園から借りて居ります土地に工場を作つて居りましたが、衛生上から云つてもあの製造工場は粗界内にあつては面白くないし、實は先月末で御立退きを願ひたい考でありました。處が操子會社の方では、其の要求をする前に舊露西亞租界の方にお移りになる考で

(12)

あれを取壊しにならうと云ふ場合でありました爲に、此の議案にもあります如く、之を民園で其の儘買収しやうと云ふ事になつたのであります。詳細は此の議案には書いて御座いませんが、此の家屋には電燈等も全部揃つて居つて、色々折衝を重ねて居りました處が、私の方か少し平後れで、其の時は已に宮島氏に譲られて居つたのであります。處が宮島君はそう云ふ事であるならば、自分は買つた儘の價で民園に譲つて上げやうと云ふことで、斯う云ふ話か譯まつた次第であります。處で之を新規に建設しますと、三四千円は要する考へますが、操子會社の方も此の建物には四千円を要せられて居つて、建築して間も無く、耐久力もありません。双方甚だ便利で先づ之では煉瓦の敷から云つて、煉瓦代で買つたと云ふやうなことで、至極適當と認め假契約をした次第であります。どうぞ御協賛を願ひたい。

○遠山猛雄君 此の土地は民園のものですか。

○理事(中島徳次君) そうです。

○遠山猛雄君 そうしますと、低賃土地で貸下て居るものですか。

○理事(中島徳次君) そうであります。

○遠山猛雄君 そうしますと之は斯う云ふことに抵觸することは御座いませんか、低賃土地を貸した場合は期限が區切られて、民園が必要とする場合は、何時でも返却せなければならぬと云ふことに抵觸致しませんか。

○理事(中島徳次君) 固よりそう云ふことで貸して居りますから、此度買ひますものに就ては、先づ以て立退いて欲しいと云ふ豫告を發して居つたのであります。

(13)

○遠山猛雄君 私も曾て行政委員であつた際に、低賃土地を賃貸することに就て、契約通りに履行されるや否やと云ふことは考慮されて居つたと思ひます。而も其の際、或は此の低賃土地に臨時に家を建築し、必要の場合何時でも取毀つと云ふ契約を結んでも、結局は履行出来ぬある情實が結ばれると云ふ議論が多かつた場合に、少くも行政委員の意見は、そう云ふことを考慮することなく、絶對無償に譲渡すると云ふ意向であつたと思ひます、その方針は今の行政委員ではお改めになつたのですか。

○理事(中島徳次君)  
只今貸下て居る方針は、全々永久的の建築を許して居りません。御説の如く期限が来れば取上げられると云ふのであります、此の貸下工場を貸下したのは、私の就任前でありましたので、どう云ふ譯になつてゐたか知れませんが、其の契約を盾に取つて全々液收する考は持つて居りません。當時貸下しました折に、どう云ふ條件で貸したのかは、調べて見なければ解りませんが、假にそう云ふ條件でありましたらば、何とか文句を付けて尙安く買ふと云ふ方法も講じましたのでせうが、恐らくそう云ふ事は無かつたろうと思ひます。

○遠山猛雄君 中島理事は就任前で御座いましたので御説であります、其の點に就ては白井會長は御存じのこと、信じます、同時に私の言ふやうな契約を爲さるならば、今後此の類によつて處分されるかどうか、御意見を伺ひたい。

○行政委員長(白井忠三君)  
お答へ致します、遠山さん少しお考へ違ひでは無いかと思ひますが、結局貸下の契約通りで違つて居つて、民團の都合上立退きを要求した備前會社の方では、其の取毀す値段で官島君に拂下けられたのであるが、之を毀すよりは、利用價值の多い家屋であるから、民團で買はふや無いかと云ふことで、議案になつたのであります、貸下方針か變つたとか、或は借受の方の便宜の爲にと云ふことは全然無く、借受けられた備前會社の方では、あれを取毀つと云ふことで賣られたのであります、又理事の説明にもありました、貸下地に家屋の建築を許すか許さんかは、之に永久的建築を爲すと云ふことは許して居りませんが、其他は之を民團の要求によつて毀つと云ふ結果になつて居りまして、其の爲に取毀すことを速應させると云ふやうな支障が起ることは、全然無いのであります、此の問題は偶々民團の必要が起つたのでありますから、其の點は御念置きを願ひます。

○遠山猛雄君 私の質問の要點は、そこでは無いのであります、詰り低賃土地買収の際に、買収と同時に經營に當る相手方を見つけやうと云ふ意向であつたと思ひます、而して其の經營に當る人は、其の商賣を考慮して、或は經營上障害がある爲に民團が空地の儘開けて置く、或は便宜上臨時的なものならば貸下てもよい、而して地上に建築を爲した場合には、民團が必要の際に其の障害を來さぬやうに、直に取毀すと云ふことであつたと思ひます、然し今回のやうに民團が偶々必要であつたからと云ふのは、之は例外であります、後日民團が若しそう云ふ必要の起つた場合、地上の建築、遺物一切が必要で無い場合は、民團は其の儘無償で取拂はさせるお積りであります、それ共情狀酌して、地上物に對して何等かの補償を爲さるものですか、其の點お伺ひ致しますと思ひます。

○理事(中島徳次君)  
御承知の通り全然何等かの償額を拂ふことは絶對に御座いません。

○遠山猛雄君 解りました、私は最後に一言附加へて質問を打切りたいと思ひます、低賃買収土地

(15)

經營の方針は未解決で御座いますから、どうか後日の憂になり、決議の爲に障害を來さぬやうに御努力を願ひます。(異議無しの場合)

○議長(吉田房次郎君)  
それでは別段御異議も無いやうで御座いますから、本案は議會省略可決確定に致したいと思ひます。(拍手起る)

○議長(吉田房次郎君)  
では次の議案に移ります、日程第二と御座いますのは、第三に變ります、其の次第三も第四に變ります、日程第三、昭和二年特別會計電氣歳入出追加豫算案、第四、昭和二年特別會計電氣歳入出豫算修正案、此の二を一括して議題に致したいと思ひます。(異議無しの聲起る)

それでは一括して之より兩案の第一讀會に渡入ります。

日程第三 昭和二年特別會計電氣歳入出追加豫算案  
日程第四 昭和二年特別會計電氣歳入出豫算修正案

○理事(中島徳次君)  
御説明致します、此の二案は頗る簡單なものであります、第一の昭和二年特別會計電氣歳入出追加豫算案は、歳入出を併せて申上りますが、之は已に昨年の豫算に載つて居ります、發電所の一部の工事費であります、發電所の中に貯炭場及外圍建設費と云ふ項が載つて居りますが、之はあの通り發電所の工事を急でやつて居り、殊に機械の搬付をします、場所が狭くて速かに着手が出来ないのであります、自然此の模様では六月の決算期までに工事が終らぬと云ふやうな状態でも會計法の面倒も起ります、寧ろ出来上つたものは一方の繰越金の方に入れて、更に本年度の支出科目に入れれば、少々長くなつてもよいと云ふことなるのであります、第二の案は、同じく發電所の搬付工事を三案の方にやつて置くで御座いました、一寸値段の方で折合はぬ場合ひよつとしたら民團で請らなければならぬかも知れませんが、其の工事費は豫め豫備費に入れて置きましたが、之を明瞭なものを豫備費に入れることは穩當で無いと思ひまして、之は公々然と豫算面に計上すると云ふ事に致しました、どうか其の意味に於て御賛成を願ひたいと思ひます。

○議長(吉田房次郎君)  
只今の兩案に於て御質問が御座いますればどうぞ。

○小宮山 繁君 只今御説明の二案の中、搬付工事に就て、もう少し仔細の御説明を御伺ひしたいと思ひます、只今の御説明では、それはひよつとすると民團の方で遣らなくてはならぬから、豫備費の方に居つた、處か今度はそう云ふので無いから項目を設けると云ふことですが、何か故に民團が負担すべきか、若しくは三案が負担すべきかと云ふことを書かなくては御座いません、其の次は豫備費に入れたと云ふことで御座いますか、本年度通常民團に提案されたもの、中には、豫備費は經常部には二萬七千餘りありますが、臨時部には一文も御座いません、そうすると斯の如き臨時に必要とするものを、何か故に經常部に入れたら御座いますか、其の邊私には良く解りませんが、一應御説明願ひたい。

○理事(中島徳次君)  
お答へ致します、第一の御質問は、之は今年の民團にも申上りました、つまり發電機械の購入は無論三案から致しますが、此の搬付をする償額は改めて三案との間に協定しやうと云ふ契約で、通常

(16)

(15)

(14)

(13)



民會に上程の豫算を編成する時には未だ愈詰るか、或は價額の点から言つて民團が直營せなければならぬと云ふ方針無決定の際で、民團はとして技師をして其の見積をさせたものを豫備費に入れておきましたが、其の後三變から詳細なる計算が参つたのであります。處か價額の点から申しまして民團としては誠に不利益で、當時民團が一萬五千弗位の見積に對し、三變は七萬圓であつたのであります。それでは全々豫算にくりのを生じ、之が若し小額でありましたら、之も五年賦の中に這入れ得るのであります。丁度其の豫算が不幸にして適中し、以來直營に決定したのであります。又新に項目を設けましたのは、之が相當の金額であります。會計法上から言つても面白くありませんので、之を併へたのであります。それから第二の經常部に組むた豫算が臨時部に移ると云ふことであります。臨時部の方は掛付け費でありますので、臨時部には豫備費を置きません。經常部の豫備費を取つて、臨時部に要する一部の經費を採つたのであります。

○小宮山 繁君 只今の御説明でよく解りました。續いてお伺ひしたいと思います。發電機掛付の見積は、三變は七萬圓であつた、然るに民團では一萬五千弗で出来ると云ふことで豫算が編成されて居りますが、三變で七萬圓の工事が民團で一萬五千弗で出来ると云ふ事は、素人には其の間の差が餘りに大きいやうに思はれますが、確實に一萬五千弗で出来ると云ふものであります。

○相原俊夫君 私は民會議員の資格として、當局者でも無い私が御答申申上りますのは適當で無いかも知れませんが、御参考の爲に一言申上りたいと思ひます。七萬圓の見積りと一萬五千弗、詰り約三倍半以上の差額に就ては、確か前回の通常民會で報告も致し、又豫算審査委員會の時に申上たと思ひますが、此の機械は、蒸氣機關と發電機の製作所が各々別れて居つて、發電機の方は神戶

戸それから神戸の電機會社、又タービンの方は神戸、造船所、機械は長崎造船所、電機の一部は長崎電機會社、丁度此の機械に就ては都合四ヶ所で作して居りますので、之を天津に送つて来て各其の機能を充分にさせたい爲に、出来得る丈技師を派遣しやう、又職工も派遣して其の掛付に應ぜさせようと思ふ立場から、相當の人数を出して豫算となつたのであります。又其の爲に技師や職工でも來ますれば、相當の當とか乗船賃、乗車賃と云ふ風に、中々一人の出張にも多額の金が係るのであります。一方民團が自營される場合を考へて見ますと、乗船賃、乗車賃は固り技師の宿泊料と云ふやうなものは見込まんで済むのであります。之等の結果、其の差額は已むを得ないと信じて居ります。私から申上りますのは甚だ不適當かも知れませんが、夫等の金額が大部分を占めるものと思つて居ります。

○小宮山 繁君 解りました。それでは民團の直接技師に、果して掛付けが完全にされ得るかどうか一寸お伺ひ致したいと思ひます。

○技師(片岡由太郎君) 之の豫算があれば充分と信じます。

○議長(吉田房次郎君) 他に御質問御座いませんか。(發聲無し)

○議長(吉田房次郎君) 御座いませんけれども、讀會省略御決を讀みたいと思ひます。(賛成の聲起る)

それでは本案は可決確定と致します。お次は日程第四、之は第五に變るものです、不動産取得税條例改正の件、第一讀會に遣入ります。

○理事(中島徳次君) 日程 第五 不動産取得税條例改正の件

御説明致します。本案は先の通常民會で御協賛を得まして、已に現行法規となつて居ります。已に通常民會で御協賛を得て居るものを、僅の間に同じ理事者側から改正案を出すことは、甚だ窮令暴改の嫌無いでもありませんが、丁度通常民會に色々の論議はあり、吾々の豫想して居ない御質問もあつたのであります。當時之に就ては總て細則に規定すると申上げて置きましたか、其の後此の細則案を作つて行政委員會に附議しました處、元來細則と申しますれば、其の手續等に就て規定するやうな、簡單で無ければならぬものが、矢張り義務者に對する職權履行に關するやうな法律上の失態になるものが、其の中にあります。之は法律の体裁から申しましても、甚だ面白く無いと云ふことから、幸ひ民會もありません。若し出来れば此の案を更に修正して完備しやうと云ふことで、此の案を提出した次第であります。現行法規に比べて違つて居ります點は、第二條に相續による權利取得を除外したものは、之は變つて居りません。第二條第二項、公用又は公共の用に供し、若しくは供すべきものを定めたもの、權利取得と御座いますのは、民團が公用の爲に買つた場合にも構成すると云ふ事は當然除外すべきで、尙進んでは公法團體であります。其の目的が公共の爲であります。例へば精神病院とか何とか云ふものであります。之等も事實上除くべきものであると云ふことで二項を作つたのであります。第三、は變つて居りません。第四の不動態に就き担保設定契約の期限其他を變更し、債權額に増加なきもの、但第三條前段に據り再築したる建物は同一不動態と看做す、と御座いますのは、之は通常民會でも質問がありました担保權の取得に税金を取るのはいが、全然延期される場合もよくある例であります。單に延期をする場合にまで、全じ取得税を取ることには不適當では無いかと云ふことで期限の延期のみならず期限を變更した場合にも除外例を設けました。但しそう云ふ率に對しては取るのであります。第三條に災厄に因り建物の滅失したる爲め、其の所有者滅失後二年内原地に於て、再築若しくは改築に着手するときは本税を賦課せず、但再築若しくは改築したる建物の延坪數、原建物の延坪數を超過する部分に就ては賦課すと御座いますのは、建物に對する取得税を想像したものであります。建物の建築に對して取る事が決つて居ります。之を細則に有するもの面白く御座いますので、本期に議入れました。第四條も前の第二條を其の儘持つて参りました。第五條、之は前の不動態の種類及所在地と云ふのに、坪數を添加へました。又目的物件の時價、又は被担保債權額は、不動態の時價又は被担保債權額と變りました。又權利取得者の住所氏名が當事者のと變り、權利取得の原因及日附は全じであります。五に申告年月日を入れましたのは、十日以内にと云ふことを初めに書いて御座いますので、間違つて居りました。第六條の規定は前第四條であります。尙附則として本條例の施行以前に適用せぬことに致しました。之は建築の願出をする以上は、相當の豫算を立て、居るものと思ひます。特に其の点を考へ此の附則を設けました。以上申述べました次第で本案を提出致しました。尙附加へて置きたいと思ひますのは、通常民會にも御質問が御座いましたが、担保に關してと云ふ年々も、外國人は移轉を先にすると云ふことが習慣とされて居りますから、此の規定は當然なければならぬものでは無いかと云ふことで、最初の中に書いて置きました。然るも新任の司法官等にも此の點はお伺ひ致しました處、信託法の精神から言つて、そう云ふ解り切つた事を書く必要は無いと云ふことで、削除することにいたしました。然も、それは當然担保として見らるべきで、事實に於て担保權の設定ならば担保と

して取ることになつて居ります、一寸簡単に申上げて置きます。

○議長(吉田房次郎君)

此の議案は相當御意見があると思ひますから、第一議會に質問を先にして置きたい。

○富成二二君 只今中島さんから朝令幕改と云ふ言葉が御座りましたが、之は誠にさうで、私は之に就ては此の前の民會の時に相當意見を述べたのでありますが、途中退席しましたので、後で修正案が出たと云ふことを承りましたから、所有物件の千分の十五、担保に對する千分の五を變更致したいと思ひますが。

○議長(吉田房次郎君)

それは皆様の御質問が済むでからにして下さい。

○郡 茂行君 私は丁度通常民會に居りませんので、よく解りませんが、所有權の取得は、所謂買買とか担保權の設定を登記した時分に、債權者から取るのですか、尙續いてお尋ね致しますが、そうすると其の買買の取得をした場合に千分の五を取つて、所有權の移轉をした場合に又取ると、二重に涉る恐は御座りませんか。

○石川 通君 一寸附則の處でお尋ね致したいのですが、一番仕舞の本條例施行以前に建築願出を爲したる者には、本條例を適用せずと云ふ規則が御座りますが、之は豫算審査委員の時に御座りまして通り、郵便局の前に六階建の家屋が出来て、それから大部の金が這入るからと云ふことで、豫算を續やしたやうに記憶して居りますか。

○理事(中島徳次君)

豫算審査委員の時分には御説のやうでありましたが、多數の御意見を考へて斯う云ふことに致しました。

○石川 通君 之は豫算の方に差支を生じませぬか。

○理事(中島徳次君) 多くなるひました。

○永安平吉君 今担保の時分の御説が御座りましたが、担保流れとなつた時分はどうなりますか。

○理事(中島徳次君)

担保流れとなつて、債權者が其の所有權を獲得した場合は、重ねて取ることに成ります。

○永安平吉君 初めから名義を書換へて居るものが、何時担保流れとなつたか解りますか。

○理事(中島徳次君)

只今は買戻す約款であります。

○議長(吉田房次郎君)

他に御質問御座りませんか。(發言者無し)

○議長(吉田房次郎君)

御質問なければ御意見は御座りませんか。(發言者無し)

○議長(吉田房次郎君)

御意見も無いやうでありますから、第二議會に還入ります、之は逐條審議に致しますか、全体を一括しますか。(一括と呼ぶ者あり)

○議長(吉田房次郎君)

それでは一括致します。

富成議員から修正動議を提出されておます、それは此の前の通常民會の時分に、千分の十五を千

分の五とする云ふやうな、動議を提出した處、それは少數で議場に採られませんが、その後七、五と云ふ修正案が出たと云ふことを聞かれて、何れも半分にしたと云ふ案で御座ります。

○理事(中島徳次君)

一寸富成さんに申上りますが、修正案が出ましたのは、新築に限りと云ふ事でありませぬ。

○富成二二君 そうですか、それでは私は茲に千分の十五を千分の七、五に、千分の五を全しく二、五に致したいと思ひます。

○議長(吉田房次郎君)

只今富成議員から千分の十五を千分の七、五に、千分の五を全しく二、五にしたいと云ふ修正動議が御座りましたが、御賛成ですか。(賛成と呼ぶ者あり)

○議長(吉田房次郎君)

成規の賛成者がありませんから、之を議題と致します。

○富成二二君 一寸附加へますが、新築も七、五と云ふことに願ひます。

○遠藤盛彌君 今の改正の動議は五名以上の賛成者が無ければなりません、ありましたか。

○議長(吉田房次郎君)

そうしますと、富成議員の修正動議に就ては、賛成者が五名以上なければならぬのですが、賛成の方は御起立願ひます。(起立者六名)

○議長(吉田房次郎君)

正規の通り御座りますから、動議は成立致して居ります。

○理事(中島徳次君)

今のは目的物件の千分の七、五とし、債權には二、五を賦課するのですね。

○富成二二君 そうです。

○議長(吉田房次郎君) 御意見ありせぬか。

○行政委員長(白井忠三君)

私は原案維持者として、修正意見の富成議員に修正の理由を伺ひたいと思ひますが、此の前の通常民會では新築以外のものに對して、千分の十五を徵することは、之を歩一税から見てもよからうと云ふことでありましたが、此の際全部のものを半減すると云ふことに付ては、前民會當時より更に進んだ何かの行が、ありますか。

○富成二二君 前に面倒臭い理由は御座りませんが。

○議長(吉田房次郎君) 他に。

○佐藤政作君 此の附則を消しては如何ですか、修正動議として提出したい。

○議長(吉田房次郎君)

佐藤議員の修正動議に御賛成ですか。(賛成者多數)

正規の賛成者が御座りますから、之を議題に致します。

○議長(吉田房次郎君)

それでは富成議員の動議によりまして、千分の十五を七、五に、千分の五を全しく二、五にする

と云ふ案に御賛成の方は御起立願ひます。(起立者少數)

○議長(吉田房次郎君)

只今議題と致しました、佐藤君の案に御賛成の方は御起立願ひます。(起立者六名)

(22)

(21)

(24)

(23)

(26)

先づ一寸見た處で一萬那位の収入減であります。

○遠山猛雄君 私も解らぬ處が御座います、昭和二年三月三十一日發布の條例は今日まで有効でしたか。

○理事(中島徳次君) 左様です。

○遠山猛雄君 そうすると豫算に過不足を生ずることは御座いませんか。

○理事 中島徳次君

此の三項を適用せずと云ふことになりますれば、豫算に影響致しません。

○遠山猛雄君 引續き質問せるも聞取れず。

○行政委員長(白井忠三君)

御尤でありますか、本條例の構成は、取得権が完成しなければ行かぬので、其の前に條例が完成した場合は、建築費を出しても其の完成前に取る譯には参りませぬので、自然其の間に開きが出来ます。

(此の間白井會長、遠山議員對議的問答を繰返へす)

(採決と呼ぶ者あり)

○森川照太郎君 お伺ひ致しますが、新建築に對して前民會では取る精神で、今度は取らぬと云ふ理由を御説明願ひたい。

○理事(中島徳次君)

通常民會に於て、新建築に對しては絶対に取らぬと云ふ賞成者が可成りありましたので、附則を組みました。

(25)

○議長(吉田房次郎君)

佐藤案は少數で否決されました。

(此の間議事進行上に就て隨所に質問起り議場騒然)

○議長(吉田房次郎君)

何分不慣れで御座いますから、一偏お講り致します。

○古田治四郎君 どうも議長のお仰る言葉が徹底致しません、之を一体どう云ふ風にすると云ふ事さへ、解らぬ人が多いやうですから、もう少し徹底的に御説明願ひます。

(此の時再び議場騒然)

○議長(吉田房次郎君)

それでは私が不慣れの爲に、順序を誤つておりましたが、先づ最初の修正動議に就て賛否を決したい富成案に御賛成の方は御起立願ひます。(起立者少數)

○議長(吉田房次郎君)

少數でありますから、成立致しません。

○森川照太郎君 附則三項の削除の修正動議の採決をされる前に、どう云ふ理由で削除するかと云ふことを、明らかにされんと一向解らぬと思ひます。

○石川 通君、一寸民間當局者にお尋ね致しますが、三項を削除することになれば、略どの位の減額になりますか。

○理事(中島徳次君)

お答へ致します、若し附則三項を削除して、條例の施行後に願出たものに限り取ることになると

(28)

に今度は、それは悪かつたから直すと云ふ事は、餘り度々では無からうかと思ひます、行政委員會は先づ本條例を民會に出す前に、多少考慮されて御提案あらん事を希望して置きます、それで法律は過ることよく無いと云ふことは、之は當然であります、施行前に願出た者から徴収することは、法律に過つてゐるから、今度は取らぬと云ふやうに改めると云ふと、行政委員並に理事等々に、横しまな邪推があつたと見られても困りませうから、之を削除されることに賛成致します。

○永安平吉君 今の原案提出者の説明では、本條例施行以前に願出のものに對しては、取らぬと云ふことですが、若し強いて原案を維持されるならば、之を發布以前に建築を落成するものは、とられては如何かと思ひます。

○平井久一君 一寸お伺ひ致しますが、前民會で通過した條例が發布されて、五月十九日に此の議案の配布されるまでに、建築費はどの位ありましたか。

○理事(中島徳次君)

建築費としてはまあ二十位であります。

○行政委員長(白井忠三君)

建築費と云ふものは、圖面から何から備はらぬと、建築費は出来ません、従つて此の條例で願出を考へられると云ふことは御座いません。

○平井久一君 此の前の條例の發布された時に於て、實際階級の方々は、新建築に取りかゝつて居らぬでも、此種の取得税を取られると云ふことは已に御存じの事でありませうから、全然取ること極めては如何ですか。

(27)

○森川照太郎君 斯う云ふものに就ては決して議場の空気を好めませんでよろしい。

○議長(吉田房次郎君)

佐藤君にお伺ひ致しますが、取るのは第三項でありませうか。

○佐藤政作君 第三項を取りますれば義勇隊の豫算も出て来ると思ひます(取るべしと呼ぶ者あり)

○平井久一君 前の通常民會で極つた精神によつて、之も民會議員一同が、行政委員會の編んだものに對し、朝令暮改であると言はれぬやうに、削除されては如何ですか。

○行政委員長(白井忠三君)

もう一應原案維持の説明を致したいと思ひますが、吾々は朝令暮改とか何とか色々非難を享けるよりも、成るべく物の不條理を退けたら、それは所謂自治の精神であります、成程案を取りたいと云ふ事は勝つてゐますが、一休法律を作る場合に法律は過らぬと云ふことが原則と思ひます、此の不動産案に於て、新案に對してのみは取らぬと云ふことは……、恰も法律が過る如くで、家を建てると云ふことは其の家を得ると云ふことでありまして、例へそれが僅かでありまして、更に税金の何十圓でも、其れを取る必要があると云ふのが、穩當であります、然して之を本條例發布前に願出たものに對しても取りますれば、無論穩當を欠きます、吾々の所謂可成く法律を妥當にするに云ふ精神にとりまして、今のやうなお言葉は甘んじて享けて此の附則を出したのであります、どうぞ御意見を拘束するのでは御座いませんが、無理はしないと云ふことに御考慮願ひたいと思ひます。

○森川照太郎君 此の前の條例を出された時、條例の道理を指摘されましたが、その時に此の條例を急ぐ理由として、新建築がある場合、取損ふと云ふことであつたと記憶して居ります、然る

(29)

○勝田重直君 私は先程の富成君の修正説に賛成はしましたが、否決されて見ますれば原案の主意に賛成するものであります、と云ふのは只今白井會長からも御説明あつた如く、事實上改正した方がよいと思ひます、之に就て若しそう云ふ例を作つて置きますれば、色々困却するだらうと思ひますから原案に賛成致します。

○議長(吉田房次郎君)

如何でせう、修正案に就て賛否を決したいと思ひます。(賛成の聲起る)  
 それでは佐藤さんの動議は、本條の附則三項を削除しやうと云ふのですが、同意の方はどうぞ御起立願ひます。(起立者十八名)

○永安平吉君 前の條例を發布された以後の願出は取られませんか。

○理事(中島徳次君)

現行法の規定で無論取りませんが、竣工したものでなければならぬのであります。

○理事(中島徳次君)

効力はありますけれども、機会が到達しなかつたのであります。

○議長(吉田房次郎君)

御意見ありませんか。(發言者無し)

そうすると本案は議會省略可決確定にお願致しますと思ひますが。(賛成の聲起る)  
 それでは可決確定と致します。(拍手起る)

(30)

○郡 茂行君 大分時間が長くなつて来ますが、食事にしては如何ですか。(進行々々と呼ぶ者あり)  
 ○議長(吉田房次郎君)  
 それでは時間が七時十分となつて来ますし、食事の用意もして御座いますから、之で暫時休憩致します。(七時十五分)

八時 再開

○議長(吉田房次郎君)

それでは之から再開致します、議事日程の第六であります、天津日本義勇隊規則案、之を議題に致します。

○行政委員長(白井忠三君) 登壇

此の議案の内容の説明は後から致しますが、義勇隊を設置すると云ふことに行政委員会が決定した理由を第一に申上ります、御承知の如く現に民團には義勇隊が無い譯ではありません、一昨年の冬、天津の附近が戦場になりました、居留民の生命財産が非常に危険に迫つた際、當地駐屯軍の兵力は極めて少ない爲に、軍當局並に總領事館に於て、義勇隊組織を推進された結果、直に不完全ながら義勇隊を作つたのであります、其の民團法の根據は、義勇隊設置は行政委員会への委任事項で御座います爲に、直に暫行規程を設け、隊員を召集しました、それは丁度十二月で、諸君の最も其の各々の要務に忙しい時でしたが、約三週間に渉つて義勇隊員諸君は、其の任務に服されて、多大の貢献を租界整備の上に盡したのであります、當時引續き義勇隊を恒久的のものにするべきや否やと云ふ事に就ては、色々研究されましたが、遂に結論を得ずして昨年の民會に至つたのであります、當時の豫算にも計上してあります如く、之を恒久的のものにするべきや、若くは

(31)

必要の都合の都度召集するや否やに、研究を重ねて改めて次年度に提案すると云ふ約束で、當時の經常費が計上されたのであります、之に就ては本年三月の民會でも尙其の邊の結論を得ず再び懸案の形に於て、豫算には僅の義勇隊費を入れて、今日に至つた譯であります、爾來行政委員會は色々研究をしまして、遂に提案したものは一時的のもので無く、恒久的に天津民團に設置すると云ふ原則の下に、作られたものであります、其の理由は諸君も御承知の如く、悲問巴々議論のあることであります、可とし否とし、何れの方面にも御研究があるのであります、要するに現在の天津の状態は、前々年来に比べて更に險惡であると云ふことは、充分御承知のことと思ひます、即ち此の險惡なる時局に當面して、我義勇隊を必要とする理由は一定して居りますが、之は當面の支那の時局に鑑みて、義勇隊を必要とする云ふ理由でありませんが、他の一半は義勇隊は必ずしも戦とか警備の手薄許りで無く、其の他の意味、一口に申しますと社會教育と云ふ點から見て、斯う云ふ風な意味からも、義勇隊の必要を感ずるのであります、之は時局の如何に不測、主張するものであります、此の二の事から考へて義勇隊の恒久的設置を可決致したのであります、先づ當面の情勢から申しましても、従來の時局險惡の時には何時も敗兵から掠奪をされるんでは無からうか、或は勝に乗じて各租界を荒さんとも限らぬと云ふことに備へたいと云ふのであります、今回の事態は、戦をして居る敵味方無く、所謂便衣隊、工人等が戦争状態無くして、労働争議の形に於て、社會の秩序を紊すと云ふことが、今回はありませんかと思ひます、斯う云ふ状態から我駐屯軍でも若干の兵員増加を爲されて、警備の方は手続きされて居りますが、本来北京から山海關に至る間の鐵道の守備、又北京公使館の守備、天津に於ける官憲守備と云ふやうな任務を持つて居られる駐屯軍としては、恐らく此の天津居留民の生命財産を安全に保護すると云ふことは、現在の三倍や五倍の兵員でも足らぬのであります、それは此の微妙なる國際關係の間柄でありますから、只安全々々のみでむやみに兵力を増加することは出来ぬので、可成其の機に誤り無く増員して行くより外仕方が無いと云ふ事は、吾々の考でも或點まで御承知と思はれます、元來が駐屯軍は鐵道保護が目的であつて、列國との間に取換された駐屯軍の目的は、居留民の保護が主で無く、北京、山海關間の交通を安全にする爲の目的であつて、居留民の保護は從つて起る從の問題であると云ふことから申しましても、居留民が保護されることは堂々表面から願へないのであります、然し無論適當の處置をされることは疑ひ無いのであります、如斯き情態に於ては、一朝事が起れば、或は間に合はぬと云ふ事が起り勝ちであると云ふ事も考へなければならぬのであります、特に今回の如く或は内部から爆發しはせぬかと云ふ事を考へます時に、たとへば警備に當つて居る警察の日本警官は僅なもので、之を補けるに二百六十餘人の支那の巡捕を使つて、租界の警備にあたらして居りますが、萬一之等の巡捕諸君に、新しい運動が加へられ、誠恐るべき事態が発生すると思ひます、其の際に兵力を持つて警備に就かせることも考へられますが、元來御承知の如く隊伍を組んだ團體で、殊に日本から来た許りで、東も西も解らぬと云ふ軍人諸君に、巡捕の替り云ふ事を願ふのは誠に困るのであります、萬々一そう云ふ状態になれば、此の組織をさるべき義勇隊が直に持つて、警備に就くと云ふ事を考へて今度の義勇隊の編成は計議されて居るのであります、當面の時局に對して、義勇隊を必要とする大體の理由は、今申上りました通りで、然らば今度限り召集して、又無事になつたら、其の儘解散の形にして置いて呉れと云ふ議論もありませんが、前回の義勇隊は多大の貢献はされて居りますが、全くの一夜作りの集團で、之を嚴正なる目から見れば、殆んど役に立つて居らぬのであります、

(32)

軍隊の手援はしたけれども、之を他の義勇隊に比べれば、お話にならぬのでありませぬ、一面支那の時局は甚だ二年で安定を見るやうには考へられませぬ、尚何年か引続き、騒動が起ると云ふことを考へますれば、此際恒久的な能率の上るものにして置く必要があると云ふことで、恒久的に設置したいと云ふことになつたのであります、今一つの、時局の如何に不測、設置の要があると云ふことは、實は此の臨時民會前に、今少し世界に於ける義勇隊の動機、歴史沿革を研究して、御参考に申したいと思ひましたので、閣下にも何等か云ふやうなものが無いので、私自身も十二分の意見は申されませんが、私が自分の考へを伺つた、今の總理大臣田中義一大將が、少將の時分に書かれた青年義勇隊と云ふものが、御座いました、夫れに説いて居る事が、設置論者の一人として考へて居つた事に一致して居つたのであります、あの説を各處に高唱された結果が、義勇隊の發達の原因とも思はれます、又後藤新平氏の設置された少年義勇隊も、あれが種と思ひますが、要するに理由は、田中さんの軍國主義であり、其の中に國民が出来るだけ立憲的になり、社會的になつて行くに對しては、各自が社會に對して奉仕する、其の中に軍隊的訓練、請り統率、順從の觀念と云ふものを養成させるには、どうしても青年團が必要である、國家の整備を軍隊に委することは考へても、平常國家の安寧を維持することは自治の精神から考へて、各人が自ら守ると云ふ意味で、常に青年を團結せしむる精神の下に、社會奉仕をさせることを命令せなければならぬと云ふことであります、天津にも御承知の通り青年會もありません、今日義勇隊が統一ある訓練を行ひ、おたがひの精神訓練を加へれば、一時的のもので無く社會的に効果の上るものと思ひます、之に就きましては必ずしも義勇隊で無くとも、兵隊を増せばよいのでは無いかと云ふ向もありませぬが、これは非常の不安を救ひたいと云ふのに

はよろしうござらうか、然し之あるからと考へて、義勇隊の必要が無と云ふことにはなりませんので、義勇隊は今云ふやうな當面の必要もありません、又居留民の社會教育と云ふことを向上させる上から、設置する必要があるからには之を恒久的のものにして、能率の上るものにしたと思ふのであります、茲に出しましたものは、此の精神の下に編成されて居りますから直に之を實施するには費用もかゝりますが、之を完成させる順序は自ら財政の關係がござりますから、豫算の時に説明致しますが、然し目的は完成せしむると云ふことで、進みたいと云ふやうな譯であります、規則の説明は省略して置きます。

○藤田重直君 第四條に本隊の武器、銃具、被服は民團より貸與すとありますが、公共團體それ自身の武器の處置は許されぬやうに思ひます、従つて武器共のものを貸與すると云ふ條文に就て、若し茲に法律上許された根據があればお伺ひ致します。

○理事(中島徳次君) 只今御質問の民團より武器其他を貸與すと云ふ意味は、無論民團が武器を持つて居る譯では無いのですか、それは立法上面倒だと云ふ御議論でありますれば御修正願ひたい。

○遠山猛雄君 只今會長の本案の説明をお聞きして、提出者の意見は了解を得ました、然も其の中で最もよく提案者の意思を了解すべくして、最も意思が解らぬと思ひますのは、先刻會長の説明された提案理由の中に之を恒久的に設置した理由として、一に當地に於ける内亂より影響する懸念なる環境と云ふことを第一に挙げられ、第二に天津が理由山を無く、主として強い理由山は、之を社會的にするに云ふことであります、第二の理由は私は是が解りませんが、第一條に「本隊ハ天災ハ事變ニ際シ居留地ノ安寧秩序ヲ維持シ、居留民ノ生命財産ヲ保護スルヲ

目的トシ居留民團之ヲ組織ス」と明に範圍を限られた目的が、茲に指摘してあるので、之が果して社會教育をせしむる理由か解りませぬ、若し夫れ社會的のものならば、私は甚だ見當違ひと考へます、従つて斯う云ふ意味に於て強き根據を持つて、恒久的の必要とするに云ふならば私は本案に不賛成であります、就きましては今御説明の社會的の教育の意味をお伺ひ致します、どう云ふ方法で社會教育を爲さるかと云ふお考を。

○行政委員長(白井忠三君) 御質問の點に就て細かに議論は致しませんが、徒らに長くなりますが、社會教育と云ふ事は、廣い意味から申せば、我が義勇隊公すると云ふ事は、已に社會教育の一端と思ふ、即ち事變、天災に際し、居留地の安寧秩序を維持し、居留民の生命財産を保護するを目的として、義勇隊の隊員となり、そして義勇隊の能力を發揮するやうに努めると云ふ事は、社會教育の目的を達するものであると云ふのであります。

○森田照太郎君 行政委員は、日本義勇隊と云ふもので社會教育が出来るやうに、眞面目に期待されて居られますか、それから一昨年義勇隊を召集された時に、軍隊當局者及び總領事館が、義勇隊の組織を勧められたと云ふやうな意味合の事を申されましたが、そう云ふ事實が御座いましたか。

○行政委員長(白井忠三君) お答へ致します、私は眞面目に天津の居留民の中に社會教育を施したい、それから一昨年組織された義勇隊は、駐屯軍並に總領事館から、是非共志望者を募つて組織して貰ひたい、と云ふお話がありまして組織したのであります、本年の編成も又軍並に總領事館の双方から、出来るだけ完

全にした方がよいと云ふ御報告の下に進めて居ります。

○遠山猛雄君 どうも社會教育と云ふ事は取消した方がよくは無いかと思ひます、私は茲に安寧秩序を維持するに明かきに對して御座いますので、茲に社會教育と云ふ前掲の目的を置きますれば、將來にはプチ毀しになるかも知れません、若しそう云ふ意味が、之を恒久的にする根本の理由でありますれば、私は本案に反對致します、お取消にあつては如何ですか。

○小宮山繁君 只今白井會長の御説明で了解を得ましたが、遠山氏、森田氏の御質問は一面の理論はありますが、天津の義勇隊を設置すると云ふ目的の爲に、説明に社會教育と云ふ問題に就て研究したか、と云ふことを言はれたのだからと思ひますので、何も取消する必要は私は認めません、只今も遠山氏は、之は將來プチ毀しになるかも知れぬとお仰やつたが、決して組織されたものがプチ毀しになるから、それを取消せ、又そう云ふ目的がそこにあつてはいかぬと云ふ事は無いと思ひます、仍て私は遠山氏にお伺ひ致しますが、一体プチ毀しになればどの邊でプチ毀しになるか。

○遠山猛雄君 靜かに記憶して思はれますが……。(對談となる)

○永安平吉君 私は日本義勇隊の必要なる事に就て、参考として考へたいのは、先に少年義勇隊が組織され、當事は必要を感じられて、それまで補助をされて居りましたが、之も今は殆んどなくなつたやうに思はれます、之はどう云ふ理由山でありますか、それから斯の如き當たる規則を作つて、服裝も綺麗にしよう、として統一を圖ろうと云ふ事ではあります、之は繼續の可能性が御座いますか、責任者のお答へを伺ひたい。

○山田 眞君 先程義勇隊の施設に就て、會長より恒久的と云ふ御言葉が御座いましたが、此の前

の奉直職後に於て、どう云ふ理由で之を恒久的にする必要を感じられたかと云ふ事を、もし詳しく、それから義勇隊の方針は如何にして私が考へますのに、日本國民は誰が義勇隊員であると思ひます、尙日本には、在來在郷軍人會がありますのに、何が故にそう云ふものを利用されぬか、第二の理由として社會教育と云ふ御言葉が御座いましたか、何もかも行政委員會でやらねば氣が済まぬのでありますか、私は社會教化と云ふ事を、現行政委員諸君が感ぜられたが故に、斯う云ふ提案をされたらと云ふことを疑ふ者であります、青年會と擧げて答へますれば、天津の如き猶大の處には、斯う云ふものが多過ぎる位と思ひます、吾々が考へる處では、總ての者が相協けて、完全なる目的を達したい爲、又新なる二の團體を一にしたいと云ふ事は日頃努力されて居る處と思ふ、そう云ふ数が殖へる爲に、僅か茲六年間位の間に、斯の種ものが設立されてすぐ毀されたもの、數は殆んど何ぼあるか解らんと思ひます、もし行政委員と云ふ事に對してよりも、民會と云ふ事よりも、自治体と云ふものに對して、吾々の必要欠くべからざるものを、協定された目的に向つて、勵行されん事を希望致します、此の義勇隊の組織に就ても一應御反省が願ひたい。

○永安平吉君 議事進行に就て一言申上たいと思ひます、今私は御質問致しましたが、まだその答辯をされぬ中に、山川君は異つた質問をされたやうですが、之は理事者側の答辯を終つた後に願ひたい。

○行政委員長(白井忠三君) 御議論に涉る事は討論に遣入つて答辯したいと思ひますから避けませんが、永安君の御質問の少年義勇隊は、恰か此の春の民會で説明されたと思ひますが、必要が無くなつたのでは御座いませぬ

必要であるけれど、當地の如きは中學が御座いませぬので、尋常六年生位から上級の學校に行くべく準備教育に遣入ります、日本では可成り大きい生徒が多いのであります、當地では五、六年生が遣入つて居りまして、課外時間の教育を受けて居る爲に、そこを待つて來て訓練をする、と云ふ事は六ヶ敷なつたのであります、之は設置者の考が杜撰であつたと言へばそれまでですが、そう云ふ事が一と、不幸にして訓練する適任者を失つた爲であります、仍て一時少年義勇隊は其の虛解散して置くことと云ふ事で、之を必要としなければありませぬ、然し少年義勇隊は行政委員會が作つたもので無く、少年義勇隊の發起者は前にあつたのであります、其の仕事がよいことであつた爲に、行政委員會は賛成して、經費の補助を與へたわけであり、それから私が先刻來説明の際申上た社會教育の論議に就て、色々御尋ねで御座います、私は可成り言葉を少くしやうと思つて社會教育と云ふ字を使ひましたが、之は請り義勇隊と云ふものは、のべつ兵隊其他に備へる爲に作るんぢや無く、兎に角目的は自分等の住んで居る、自治團體の一角を護ると云ふ精神なので、斯う云ふ風に申上たのであります、それは言葉を換へれば、社會の爲に犠牲を拂ふことになるのであります、天津の英、佛、米、伊共に義勇隊と云ふ名でありますか、或は自警團でありますか、内容は吾々が作らんとするものと、同じものを各自作つてみますか、此の義勇隊も天津居留民團が物好きに初めるものでは無く、義勇隊は各自が自治的精神の下に持つべきものであると申すのであります、其の目的を考へて行けば無論自治團體と云ふもの、一人の力で無く隊員諸君の覺悟に持たなければならぬ事は、云ふまでも無かると思ひます、若し諸君がそう云ふものは必要で無いとお仰るならば三日天下であります、吾々としては矢張り多少の困難が伴ひましたも、是非此の目的を長く長く續くやうに致したいことを、固く誓つて置くのであります。

(38)

(37)

す、然し其の結果は吾々の保証する限りでは御座いませぬ。

○永安平吉君 私の質問の仕方が悪かつたかも知れませんが、民團自身としては之を造つた以上は、之を結束させたいと云ふ事は私は承知して居ります、然しながら隊員其のものの訓練とか、動員が何時も意らぬやうに爲され得ますか、私は之は今少し研究された上で、豫算を出された方がよからうと思ひます、序に申上りますが、何も帽子を被らなければ、訓練が出来無いと云ふ事は無く、義勇隊の念があれば精神的訓練をするがよろしいと思ひます。

○佐々木敏丸君 もう討論に移つて居りますか。

○議長(吉田房次郎君) イヤまだです。

○行政委員(田村俊次君) 永安議員の質問は、訓練が續くか否かと云ふ御質問ですが、私は永續性があると思ひます、若し強いて無いとお仰るならば、此方から其の御説をお聞きしたい。

(此間永安議員、田村委員問答)

○議長(吉田房次郎君) 永安議員に申上りますが、名々にお話しを爲さるやうに願ひます。

○行政委員(田村俊次君) 請り私は何故訓練の永續性がするかと信じた理由は、此の義勇隊員を募集するときに、隊員には訓練をせなければならぬと云ふ場合、訓練を受くべきであると思ひます、それも永續するや否やと云ふ事は、抽象されたお考で、それによつて計畫や編成を左右することになると、殆んど

實行出来ない結果に陥ると思ひます。

○遠山猛雄君 田村委員にお伺ひ致しますが、此方の説明によると永續性があると信ずると云ふ事ですが、私は甚だ永續性が無いやうに信じます、同時に原案提出者からどう云ふ意味に於て永續性があるかと云ふことを具体的に。

○行政委員(田村俊次君) 私の申した永續性と云ふのは訓練です、訓練に對して出て來るだろうと信じたのであります。

○遠山猛雄君 斯の如き機關が永續性ありや否や、若しありとせば、どう云ふ意味に於て永續性がありますか。

○行政委員長(白井忠三君) 餘りに明白なる御質問であります、無論義勇隊は玩具に拵へやうとする考であります、現に何故永續性があるかとお仰るならば、何故永續しないかと吾々は考へられるのであります、現に義勇隊と云ふものは、各國に残らぬあり、永續し發達して居るのであります、之を兵隊の代用品と考へますれば、それ許りに止まらぬのであります、斯の如き現狀を見ます時天津が發達せん譯は無いと考へます。

○森川照太郎君 私は會長にお伺ひ致しますと考へますのは、此の規則を見ましても、天津日本義勇隊の説明が充分解らぬと云ふのは、第二條が御座いますので、目的は解つて居りますが、發備と云ふ言葉は一向意味が解りません、之は前の會長の説明にも無かつたやうに思ひます、仍て私はお伺ひ致しますと思ひますが、會長が先刻義勇隊を組織する理由の一として説明された中に、便衣隊のやうなものが飛出す恐があり、前には敗兵位に備へたが、最近には便衣隊の活動が起り、

(40)

(39)

支那人なるが故に萬一巡捕等は依頼出来ぬと思ふ、と云ふことでありますが、所謂兵隊の代用品たる隊員が、巡捕の身替りとする必要があるのに、どう云ふ風にして其の目的を定められるのか、救護とか警備と云ふ任務の本質は解つて居りませんか。

○行政委員(田村俊次君)

私から便宜お答へ致しますが、警備隊と云ふ任務は、場合には警察の事もやらなければならぬし又鐵砲を持たなければならぬ事もあるものであります、その云ふ任務を持つて行くものが警備隊の任務であるので、大体そう云ふ任務であると云ふ事は、今會長から話された通り、租界警備は駐屯軍現役が支那街に第一の全力を注ぐのが本性である、そして殘兵が襲つて来た時に、之等を租界に入れぬと云ふ事を主眼にして、最も租界が危険に陥つた時、之を義勇隊によつて追拂ふ、又は射殺すると云ふ任務が起つて来るのであります。

○森川照太郎君 私は任務は承知してゐますが、大体何も彼も特義勇隊による事は如何かと考へられ、場合には巡査の替りもせなければならぬ、或は鐵砲も持たなければならぬと云ふ事ですが、其の訓練が果して出来得るかどうか、私は之に就ては例へば巡査の仕事は義勇隊にやらせると云ふ事であれば、普通の場合に於て、それを主たる任務としてそれに限つて訓練した訓練をやらせてはどうか、第一義勇隊員を訓練に参加せしむることを、民衆がする事は當を得てゐないかと考へます、議論は後にしてもよろしいが、その云ふ意味から考へますれば、之は警察の任務をするとか、或は警備をするとか云ふ事に限つては任務がどうも信じて居ませんが、その云ふお答は御座いますか、何となれば先年香港などでボイコットの起つた際、特務警察官と云ふものが作られて非常に役に立つたやうに承知して居りますが、寧ろ此の日本義勇隊も、只悉が深い許りのもので無

(41)

く、私の考では警察任務史の普通の警備によつて、警察任務の援助をする事に限ると云ふ方が範圍も限られ、目的も明になると思ひますから、之を限定されては如何ですか。

○行政委員(白井忠三君)

何の爲に特に警察任務史に限られますか、私の方から言ふと、森川君の言はれる巡査の訓練よりは、兵隊の訓練をさせた方が萬一の場合にも役に立つのであります、今の現役兵を持つて来まして、此の方面は決して役に立つものではないので、居留民の組織した義勇隊は、多少共兵式訓練を遣つて居れば、非常に都合がよいと思ふのであります、軍事訓練は決して射撃が上手になる爲に遣るのでは無いのであります、義勇隊の仕事がうまく行くと云ふ事で軍事訓練をすることになつて居るのでありますから、矢張り各國並に軍事的に訓練された義勇隊の必要を認めるのであります。

○森川照太郎君 私は根本的に會長と意見を異にしてゐます、英國其他が義勇隊を作つて、軍事訓練をしてゐるのは、萬一の場合本國から直に兵隊を持つて来られぬからであると思ひます、乍併日本人はそうで無く、全く事情を異にし、二十四時間以内には驅逐艦も来るのでありますから強いて各國の眞似をする必要が無い。

(此間居留議員山川議員問せるも徹底せず)

○行政委員(白井忠三君) 榎垣さんの質問にお答へ致しますが、誠に御尤な心配であります、義勇隊が鐵砲を撃つ、撃たぬは駐屯軍司令官から命令が出るのであります、その時は居留民は職を宣明された事になります、それは其の時々のもので、監督官主腦者の観測が誤れば居留民は困るが、其の心配を持つて

來て、鐵砲を持たせぬ方がよからうと云ふ事は當らぬと思ふ、それから山川君御質問の成る可く天津に於ける團體を減じたいと云ふ事は同感ですが、在郷軍人會と云ふものの組織をブチ毀して之を一般的に自由自在にすることは、日本國家の天津に於ける團體であるから出来ませぬ。

○榎垣泰興君 只今白井會長の御回答が御座いましたが、肝煎なる事を聞き洩して居ります、詰り義勇隊なるものは、戰團團體なるものか否か、御説明をお聞きしたいと思ひます、若しお認めになれば、その云ふものは目に立たぬもので、其の目的を達しては如何かと思ひます。

○理事(中島徳次君)

只今の御質問には、國際上から見ても義勇隊を戰團と見られるかどうかと云ふ様に聞きました、が戰爭に参加すれば戰團と見られても差支無いと思ひます。

○榎垣泰興君 そうしますと、一面から申すと正規の兵隊と同等と認められますが、其の場合に私は義勇隊共のものより、自治体そのものが戰團行為者と看られるはせぬかと思ひます。

○行政委員(田村俊次君)

義勇隊は戰團團體では無いのであります、隊員が鐵砲を持つやうな事は、萬々無いのであります、それは駐屯軍がある以上、此方は心配無い譯であります、然らば何の爲武器を持つかと云へば向ふの奴が來て發砲すれば、自衛上やらなければならぬが、之は戰團では無いのであります、○榎垣泰興君 私は甚だどいやうであります、只今中島理事のお仰る説明と、田村委員の説明は、一方は戰團團體と認められ、一方は戰團團體と認められぬやうに、其の間に開きがあるやうに思はれますが。

○理事(中島徳次君)

(43)

お答へ致します、私の申す處は、若し戰團に参加した場合は、見られても仕方が無いと申しますので、平常は先づ後方勤務を主とするのであります。

○榎垣重直君 只今の中島理事の説明に對しまして、私は戰時國際公法に置きます通説は、武器を携帯する列國人は、敵國軍隊から見れば戰團員と見られると思ひます。

○榎垣泰興君 仍て一言申上りたい。詰りそう云ふ團體である以上は、私は却つて斯う云ふものを作つた爲に、吾々は一面に於て不安を感じなければならぬと思ふ。

○議長(吉田房次郎君)

どうです、もう二讀會に移しては如何です、一讀會に入つてから已に一時間半も経過してゐます。

○遠山猛雄君 議長の見解は一讀會に進入つて一時間半になるとお仰いますが、それよりも少し議場の御整理を爲されては如何です、個々まち／＼に議論が出て、先刻來各議員の要求された質問に對し、お答辯の無いものもありません。

(此間議事進行の爲議場騒然)

○遠藤盛彌君 大分議論が御座います、之を二讀會に移す事に就て、二二の方の御議論もあるやうです、然し之は已に豫算の一千弗を通過した上に、之を更に行政委員會の手許で審議したのであります、之を二讀會に移す位は差支無からうと思ひますが、之を全然廢案にすると思ふ事は考ふべき問題であらうと思ふ。仍て私も一寸御質問致したいと思ひますが、此の十五條は印刷の間違ひではありませぬか。

(此間田村委員、遠藤議員對談的に問答)

(44)

(45)

○佐々木敏丸君 一寸お尋ね致しますが、此の前募集された人員と、それから第十條によつて見ますと、隊員は略四百名か五百名になりますが、不足の場合は委員会が完全な義勇隊が編成される御確心が御座いますか。

○行政委員長(白井忠三君)

此の前の募集者は四百二十名許りであり、それから第十條は、以内と御座いますから、實際警備班は九十餘名が中隊になります、そう云ふ具合で現在の募集者では、略確定の定員に達して居りますが、若し實際に達して見ても、志願しても一向出て来ない方もありませうから、七八十人位になるか解りませんが、行政委員会としては可成り努力して効果を挙げたい。

○井野口貞太郎君 警備班は十八才以上と御座いますが、年長者に對する譲渡は御座いますか。

○行政委員長(白井忠三君) 全隊の隊員としては持つて居りませんが、警備班の方には四十才未満と御座います。

○佐藤政作君 行政委員の方は應募せぬとお仰りなさいました共、外國人は自ら進んで應募されるそですが、どんなものでせう、参加し得るやうにした方がよろしいと思ひます。

○行政委員長(白井忠三君) 私はそで無いと思ひますが、義勇隊の活動を、常設的に開いて居ますと、一々行政委員側は色んな事を極めて行かなければならぬと思ひます。

○佐藤政作君 そう云ふ時には行政委員の職務としてやられたらば、よからうと思ひます。

○天野仙太郎君 私は一言お尋ね致しますのは、吾々は天津に於て義勇消防隊を持つて、十數年來の中、此の警備に五六回着いたのでありますが、斯の如きものが必要ならば、何故義勇

(46)

消防隊を解散したのか、それから尚御質問申しますのは、義勇隊なるものは必要であり、吾々も賛成であるけれど、何も改まつて財政困難の時にやる必要は無いと思ふ、これは此の天津は甚だ便利な租界地で、八時間以内には遠慮も来ずし、駐屯軍並に派遣隊も来て居り、在郷軍人分會の方へ願ひ邦人の危急の時は、警備に着かれるものと思ひますし、又此の義勇隊の救護班なるものはお尋ねさんも居られるので、其の方々に願ひ、それから通譯班がある時は、茲に通譯班もあり、それから尚給與班は略街全体で之に當られてもよからうと思ひます。

(此間議論進行に就て種々論議あり)

○小宮山 繁君 先程から皆様の御説を拜聴致しましたが、一面御尤であります、私は少くとも民會議員であると同時に、在郷軍人でもあります、在郷軍人の私が實際意見を述べざる事は何で

すが、今否決しやうと爲さる方もあるし、米谷まで延期しやうと云ふ方もありまして、夫々理由は御座います、私としては此の天津日本義勇隊則を通常民會後臨時民會に附議した根本精神に立返れば、吾々天津の在郷軍人及一般居留民が非常な事變の際、軍隊の名を借る事は、周囲の事情から遠慮せねばならぬと云ふ事を考慮した結果、提案になつたもので、之に就て色々反對論も

ありますが、兎に角義勇隊を組織すると云ふ大勢に向つた事は事實であります、此の事實の前に今より此の規則を成立しやうと云ふ時に當つては、吾々在郷軍人が中堅となつて、開答の場合、非常な場合に他の諸君に先して、秩序、生命財産の保護に當る事を、評議員會でも一決したのであります、故に若くは在郷軍人分會員は全力を挙げて品位を高めやうと思ひます、乍併其の組織

か切めより在郷民諸君の期待に添ふかどうか知らぬが、私等は少くとも事實義勇隊員でありますから全力を挙げて租界の爲に盡すと云ふ覺悟を持つて居ります、故に此際位置しまして本案を否決

(47)

される事は、居留民大多數の輿論であるならば、吾々も義勇隊員としては、何等不自由は感じませんが、在郷軍人としては相當つくす考であります、然らば若し義勇隊を置くならば非常な場合に於て動くのみならず、此の在郷民諸君と一致團結して、そして隊員は公席の場合敬意を表される位までに、社會から認められる地位に立ち、然して之が爲に適當なる訓練を爲し得ると云ふ事は之は非常な場合の偉大なる收獲と思ふ、只經費關係で完全に服装等が持たれ得ぬ事は、之は民間の財政上忍びべきことであると思ひます。

(此間又も議論進行に就て議論混濁あり)

○永安平吉君 私は本規則の纏らぬのは、質問が澤山あつたに不拘、質問する方の御説明が無い爲であらうと思ひます、仍て質問致したいと思ひます、義勇隊の規則は、警備と云ふ事が主となつて居りますが、それは人數の上から言つて、警備班第一線に立つやうな危険な場合に立つた時、派遣隊以上にどれだけの權威が加はりますか、又天津はイザと云ふ場合、滿洲の警備隊も呼ばれやうと思ひますし、之を常備的のもので無く、遠山議員の言はれる臨時のものにしては如何かと思ひます、然し之を否決する事は行政委員側の面子もありませんから、そう云ふ事にお願ひ致します。

○行政委員長(白井忠三君) 吾々は面子はどうと思つて居りませぬ、堂々たる理由で首肯し得られるなら原案の撤回をする事もよからうが、一向皆様の御議論が徹底しないのでは無からうかと考へます、詰り御議論の中

でも、義勇隊をもつとよいものにした、又は訓練も十個の處は三偏にしてよいでは無いかと云ふ御議論ならばよろしいが、一昨年のもはあの方かよい、然し恒久的にする必要は無いと云ふのは一向御議論の要点が不徹底では無からうかと思ひます。

(48)

○遠山猛雄君 御尤であります、私は時間がありますれば何でも、時間も御座いせんから簡單に申します、第一主なる理由として挙げられた社會教育の理由は不賛成、それから租界有事の場合、例へば平和の際に於て、假に租界内にストライキが起つた場合と申されましたが、現狀が危険であると云ふ場合、支那人等が帝國主義を倒せと云ふやうな空気が持つて来たならば、その云ふ時義勇隊の如きものはあつて却つて邪魔になると云ふ事が考へられる、到底ストライキのやうなものは納まり得ない、例へば漢口の英吉利人が群衆に抵抗したならば、或は一時的にはよかつたかも知れませんが、後には決して訪ねし得ない破目に陥つたものと信じます、斯るが故に若し此の義勇隊を期待するならば、之はあつて危険を感じるものであらうと考へる、若し去れストライキと云ふ事ならば、之に對抗する必要は無くとも、臨時的に編成し得ると思ひます、それから東京の自警團と云ふのは、都合のよい例で御座いますが、當地に於きましても、此の前の義勇隊の如きは遺憾に堪へぬ、あの當時召集されたものは、義勇隊としては相當効果を挙げ得るとは私は信じ

ますが、當時私は歩哨の配置してある方面に毎日行つて見ましたが、最も私の感じた事は、通譯班が非常に役に立つたと思ひました、それがどれだけの便宜を興へたと云ふ事は、言に任務を達したのみならず、必ず義勇隊の効果が無かつたとは認め居りませぬ、従つて日本人の素質としては、臨時に必要な程度のものであるならば、必ず恒久的に置かすとも、相當の効果を納めるものと思ひます、も一つあの際の際の経験で御存じの如く、其の組織等も中々難問題で、殊に此

の組織の下に隊長を置き、隊長が訓練をして、其の命令に服従させる事は必ず重大に考へられま



す、又あの當時の役割に對して、不平のあつたとは御存じの通りで、此點に置きまして、組織の上に困難があると云ふ事を心配致し、私は本来の精神に反對する者ではありませんが、之を臨時的のものにされて、組織を不斷に準備されて置きたいと思ひます。

○行政委員長(白井忠三君)  
何邊も繰返しますが、ストライキと云ふ事は、先回上海工部局の巡捕を煽動された例が御座いますので、若し巡捕のストライキをされた場合は、非常に困ると思ひますし、巡捕がストライキを起せば延いては職工までストライキを起すことになるのです。最近隣國でもボランテイヤーが出来て、義勇隊が非常に役に立つて居るであります、之を恒久的に設置する必要は無く又それは六ヶ敷い事だから、やらずに置かうと云ふ結論、それから一年五時間死しか訓練し無いことは困難だから止めたがよからうと云ふ事でありまして、(後股)

○森川照太郎君 討論も盡きたやうであります。

○副議長(勝田重直君)  
(副議長交代して議長席に着く)

○副議長(勝田重直君)  
之より第二讀會に入ります。

○遠山猛雄君 私は修正動議を提出致したいと思ひますが、此案を此儘にして、恒久的と云ふ事を止めて、臨時的のものとして原案に賛成致したい。

○副議長(勝田重直君)  
只今遠山議員の動議に御賛成の方は御起立願います。(起立者五名)

○遠藤盛彌君(聞取れず)

○山川 眞君 先程義勇隊の説明が御座いましたか、昨夜なく勤務した私から見ますと、あの義勇隊を非難する資格ありや否やと反駁致したい、それから昨夜分たず勤務した人間に對して、敬意を表せずして、新しく出来るものに對しては敬意を表せると云ふのは可笑しい、向今度の義勇隊の編成に就ては、色んな参考をお探りになつたか知れませんが、もしも少し相當智識を廣く集めて完全なるものを拵へたがよからうと思ひます、將來を懸念する譯であります。

○森川照太郎君 遠藤さんは、金が出来た時に充分協議しやうと云ふ事でありまして。

○遠藤盛彌君 追加豫算がありますればそれで増額しては如何です。

○總領事(加藤外松君)(拍手起る)

大分前刻から色々御議論があつて、私は新しく議論を申し度くは無いが、非常な場合に、足や腰の立たぬ人等も御座います、少くも満足なる防衛に當りたい事は、何處でも極めて自然な事であると思ふ、必ずしも天津市の個々の現象では無い、又今日迄に限つた問題でありませぬので極めて自然に、人間社會には常に行はれるのであります、前刻から反對される方も賛成される方も、誰方も言はれるやうに、完成に従つて各種の改正は已むを得ないと思ひます、此の點に就きまして色々議論がありますが、今日の民會としては此の精神に着目して、此の規則を通したがよくは無からうかと考へられます、段々話が御座いますやうに、皆様の苦心は必ずしも反對しやうと云ふ状態では無からうと思ひます、今日危険なり或は警戒すべき時が近づいて居る程度は從來の體験より相當注意を要する次第で、何時如何なる事が起るかも知れませぬが、現狀態であります、私は只考へますのに、極く實際的の見地から見ると、必要があるからと言つて騒ぐ文が効力があるとは考へませぬ、本當に効力があり、精神が徹底する爲には、相當の訓練が必要な

ればならぬ、殊に多數の人々が寄集まつて、複雑なる事態に向はふと云ふ時は、必ず萬結が必要である、必要の爲には準備をし、組織をしなければならぬと思ひます、そう云ふ必要に迫られて今回の御提案を爲されたものと信じますから、細目に涉る議論はありませぬが、天津の社會が、此の義勇隊の秩序を、形の上で補助し、共に馳せ参する事を示すのも、一種必要な施設では無からうかと、私は内容に就て申す事は御座いませんが、常備論から言つて、斯う云ふ組織を相當必要として、而して天津民會に於て、どうか斯の如き組織を必要と認めると云ふ事を形の上に現す事は、一種の重要さがあると思ふ。(拍手起る)

○吉田房次郎君議長席に着く

○勝田重直君 只今總領事からの御説もありました事でありまして、元來私としては、未だ此の義勇隊と云ふもの、根本精神に就て、多少の疑もありませんが、詰り例へて見れば此の生命、財産を保護するを目的とする以上、私はまだ此の外に嚴正なる且規律ある團練の訓練を好ましいものと考へますし、一方民團が時局を斟酌して、之を常備にする事は、根本からは賛成出来ませぬが、今總領事の御説の如く、若々の意思の向ふ處は、痒い處に手が届くやうに、精神的に向ふ處に期する位でありますので、今のお言葉は充分参考になければなりませんから、其の意味に於て賛成するものであります、それで最早討論も盡きたと思ひますから、逐條的に、或は一括致されたい。

○遠山猛雄君 新任早々監督官として、非常な權威のある御忠告を頂戴した事は、感謝に堪へませぬ、唯茲に私は居留民の一人として、所感を一言、辯駁するのではありませんが、一言申上たいと思ひます、それは從來事變のあつた場合に、外務當局の意思等が、居留民の意思と兎角離れ勝

ちであります、それは外務省は世界の外交に立脚してのものと思ひますが、吾々としては從來非常な危険に迫られた場合、兎角總領事の意見とは離れて居つたのであります、成程何等準備の無いものが、大した役に立たぬ事は同感です、そう云ふ場合適當の準備をして置けば、多少共安寧が加はると云ふ御考であります、しじゆう斯う云ふ事の爲に武裝しなければならぬと云ふと、經濟上懸念を生じ、從來支那の問題等に就ては、甚だ鳥語ヶ間敷い次第ですけれ共、手落があつたと云ふ事は、高等政策の失敗だろつと思ひます、そう云ふ次第で、之は成る可くならば日常武裝する事から離れ、政府が出兵を爲されれば、何も居留民が大騒ぎをする必要は無からうと思ふ、私は若し之を作つた爲に決してそう云ふ心配が無い、お前等が居留民の聲を裏心から聞け、之の義勇兵があるから財産は充分保護が出来ると思ふやうに取られんとも限りません、辯駁を申すのではありませんが、居留民の一人として一言申上て置きます。

○議長(吉田房次郎君)  
お諮り致しますが、之は逐條審議に致しますか。

○金山喜八郎君 採決願ひます。

○議長(吉田房次郎君)  
それでは反對の方も御座いませんから採決致します、原案に對し御賛成の方は御起立願ひます。

(起立者多數)

○議長(吉田房次郎君)  
併せて三讀會を省略して、可決確定に致したいと思ひます。(拍手起る)

○議長(吉田房次郎君)

○議長(吉田房次郎君)

○議長(吉田房次郎君)

○議長(吉田房次郎君)

○議長(吉田房次郎君)

○議長(吉田房次郎君)

それでは此の昭和二年度居留民団歳入追加預算案を議題と致します。

○理事(中島徳次君)

大分時間も立ちましたので、簡単に説明致します。本案の内容に入る前に、一寸一言辯明致したいと思ひます。本案の主なる経費は保潔費の追加預算で、之は通常民會で御協賛を仰ぎ、二月きならずして追加預算を出す事はおしかりを受けるかも知れぬと思ひます。前民會で御協賛を仰ぎ、二月き杜撰で無い限りは、僅々二ヶ月の間に出す道理が無いと云ふおしかりは重々御尤も御尤も何共申譯の無い次第であります。唯御諒察願ひたいのは、之は民團として最も新試で、殊に事業が民團の仕事として、租界の方々に接觸の烈しい時、使用する人間は最下級の人間を多數に使ふもので、最初臨時民會で一應御協賛を仰ぎましたが、或は通常民會で設備の不足を補ふて行きました。更に自動車に要する運轉手其他に大變経費を要する譯であります。言はずに不慣れの結果であります。幸にして此の度斯う云ふ仕事に堪能な人を得られたやうな次第であります。然し果して満足を得るかどうか疑つてゐましたが、今日では先づ此の調子では、多額の経費を出して行きましたらばよからうと云ふ確心を得ました。通常民會で協賛を得ましたもので、五萬八千弗の巨額でありましたが、今回の一萬二千弗増額で七萬一千と云ふ巨額になりました。之は私共も之程の巨額になるとは存じてゐませんでしたと云ふのは、一例を申せば下水掃除の如き、最初本案を臨時民會で御協賛を願つた當時は、全く豫想してゐなかつたのであります。單に撒水と汚水の除去のみでありましたが、之に現在一萬弗の経費を要する事に成つて居ります。又稱船方面の汚水が非常に多量に排出される事でありましたが、一日二三回取らなければ困ると云ふやうな事情であります。又下水に關連して私設胡同の下水掃除が一も出来てゐない状態にありまして、即ち台所から胡

(53)

(54)

同の下水掃除ですと云ふ事が結局主であります。私設胡同の下水掃除は、建物會社を除いた外は、一も出来てゐませんが、それがどの位になるかと云ふと、先づ二里の里程になる事を發見したのであります。それが爲に私設胡同のみに、三千弗を費して居りますが、本年の如く苦力賃が上りますと、六千八百二十五弗位の経費になります。一方撤水も御承知の通り、車馬道などは夜間に通つて居ります。道端掃除費が五千八百弗ですが、若し之を請負に委せても、恐らく此の位のものだらうと思はれますが、中々もつてそれで済ませぬ、之も頭初一ヶ月位は非常な努力を要することと思ひましたし、亦藤井もそれ程出まいと思はれたのですが、豫想外に多い爲に、毎日二十五方以上の埋立が出来て居るのであります。之を假に一段二十四也三十四也位の埋立をゴミのお蔭で爲されつゝあるとお考へ下さつて、其の傍らから本案増額を御承認願ひたいと思ひます。

○佐藤政作君 保潔課が出来て自動車や機械類が殖へましたが、租界局にはエンジニアが居ると云ふ事も耳にしてゐます、一休そう云ふ方面の技師は。

○理事(中島徳次君) 御尤であります。幸にして保潔課に朝鮮人の者を入れて、自動車のタイヤの痛み修理とか又は機械の故障等を調査致させました處、タイヤの傷むのは、從來空気の人れ方が足らなかつた爲だと云ふ事でした。但し機械の内部に對しては解らぬ事もあると云ふ考から、之のみが主でありませぬけれども、只今三菱の造船所を日學してゐます者を入れる事になつて居りますから、その人が來れば甚だ便利になります。

○郡 茂行君 只今中島理事から御説明が御座いましたが、聞へなかつたので一度お尋ね致します衛生費は之は一年ですか。

○理事(中島徳次君) そうです。

○石川 通君 撒水の項に就て一寸お質問致しますが、撒水は何時も風の吹く日は撒水して撒けば結構と思ひますが、その時に限つて撒水が行届かぬやうに思はれますが可成く斯う云ふ日には努めて御撒水を願ひたい、處で一番大きな奴は、殿れたと云ふ事でありまして、あれは大分問題になりませんが、然も殿れて居れば、補修したらよからうと思ひますが、そう云ふ事をお考へになつて居りますか。

○理事(中島徳次君)

あの問題の自動車は、色々手を盡しましたが、結局修繕出来ない事になつて、あれは相當の値段で賣拂ふにしたいと思つてゐます。然し若しあれが完全であれば、能率は甚だよろしいので、只今の自動車は旭街は一度には撒けないのであります。先づ今の處自動車は旭街のやうな道路を通し、裏の原ツ場の方は、馬車の一台中も使つて撒水したいと考へて居ります。

○石川 通君 解りました、そうするとあの自動車は、何か賣つた先の方に交渉が御座いましたか。

○理事(中島徳次君)

之は私の就任前の問題であります。向ふは西洋人の試験官でしたが、果して古かつたか、新しかつたかと云ふ鑑定を願つた處、向ふは全々新しいと言ひ張つて、結局水かけ論。

○石川 通君 通常民會で此の保潔費は七名分の豫算を計上しました處、此の度は二名と云ふやうになりましたが、之はどう云ふ風に使はれますか、尙通常民會に計上した巡捕五名は使はれてゐますか。

(55)

(56)

○理事(中島徳次君) 前豫算より運轉手が多いやうな御議論ですが、晝夜に分けて居る爲であります。自動車の運轉手は可成く一人がよろしく、人を替へると機械が悪くなる事も考へられますが、現状では致方が御座いません。巡捕の方は使用してゐます。

○小宮山 繁君 質問せざるも聞取れず。

○行政委員長(白井忠三君) 一寸補足致しますが、小宮山君のお仰る七萬弗の中には、從來負担した道路撒水費も加はつて居りますから、大した損をして居る譯では御座いません。方針としては、決して不斷より重くしてはゐないと考へます。

○石川 通君 昨日野球の歸りに瞥見したのであります。花園街と浪花街の角に糞桶が行列をして居りますが、あれは何とかなりませぬか。

○理事(中島徳次君)

出來るだけ夜間に廻す事にして、注意します。

○勝田重直君 最早質問も盡きたやうですが。

○森川照太郎君 義勇隊費用に關して、多數の方が義勇隊員として保護して下さる事は感謝するものが當然でありますので、何も彼も議論がある筈が無いと思ひます。然し先程からも少年義勇隊の問題がありましたが、そう云ふ懸念がやはりはないかと云ふ一種のおそれを爲して居ると云ふ事が認めずに居られませんか、然して又机の上の議論は、非常に理想的に考へられて、萬全を期してや

られても實際が之に伴はぬと云ふ事が、よく見受ける例であります。此の義勇隊に就ても、そうぢや無いかと云ふ懸念を持つて居る人が、相當多く、今回提議されたものは海軍少額ですが、之が傳はつた頃には、一萬數千圓の巨額な豫算だつたと思ひます。然して民間當局も承知されて居るやうに、之に對しては相當反對が多かつた爲め、今次豫算は減らされたものと思ひます。若し斯の如き一部の反對が無かつたならば、今回は巨額の金をかけつゝある事と思ひます。従つて之は又龍頭蛇尾に終ることになり、現在只今の民會議場でも信用されてゐない、一種の擧げぬ、反對らしい氣分が多い所以には無いかと思ひます。も一つは此の前の義勇隊は一日の間に召集されたもので、相當成績を挙げたには違ひないが、一部の不満が多かつたのであります。私は之が眞相は知らぬが、斯う云ふ事があつたのは事實で、之は或は此種の集團が過せないので無いかと云ふ事を感じてゐます。若し之に永續性があれば、吾々は斯んな結構なものには一も反對御座いません、それで色々御議論も御座いますが、私の考としては、之は戦線に立つて戦争をやる事は第二の任務とし、主として租界内の秩序を保つ義勇隊ならば、被服等は要らぬと思ひます。

(拍手起る)

○議長(吉田房次郎君) 他に御意見御座いませんか。(進行と呼ぶ者あり)

○議長(吉田房次郎君) それでは討論終つたから、第二讀會に移ります。

○西村 博君(低聲聞き取れず)

○議長(吉田房次郎君)

只今讀會省略の動議が出て居りますが、先刻の森川議員の議論は、修正意見として定規の賛成を爲さつて被りますか。

○遠藤盛彌君 森川氏のお話には、私も共鳴して至極同感であります。全く民間の方はあの位の考がなければならぬと思ふ、それで此の被服費などは隨處で間に合せて、斯んなものに金を掛けるよりは訓練費として計上が願ひたい。

(白井會長、遠藤、山川君對談的問答)

○郡 茂行君 動議提出せざるも聞取れず。

○平井久一君 森川君の反對は租界の經濟状態から言つて、削減をするに云ふ事にあるが、義勇隊の必要は目睫の間に迫つて居りまして、規則も通過した事ですから、之を積極に出る事に就つて載きまして、よく極めたい。議論も盡きたやうでありますから、決を採つて載きたい。

(拍手起る)

○佐々木敏丸君 帽子は通過すれば必ず買はなければならぬものではなからぬのですか。

○議長(吉田房次郎君) お諮り致しますが、平井議員から動議が御座いました、讀會省異可決確定と云ふ事ですが。

○理事(中島徳次君)

此の備考を削るならば、修正動議を御提出願ひたい。

○議長(吉田房次郎君) 只今郡茂行君の備考の修正説に賛成の方は御起立願ひます。

(此間議事進行に就てガヤ)

○議長(吉田房次郎君) 森川議員の修正動議は、三百七十五圓を削らうと云ふ事でありましたが、御賛成の方は御起立願ひます。

○議長(吉田房次郎君) それでは動議は成立致しました。

○古田治四郎君(動議提出の様な礼共聞取れず)

○議長(吉田房次郎君) 只今古田君から、一萬二千元を増加したいと云ふ動議が御座いましたが、賛成者はどうぞ。

○議長(吉田房次郎君) それではお諮り致します、森川君の動議に御賛成の方は御起立願ひます。(少數)

○議長(吉田房次郎君) 次は古田案(少數)

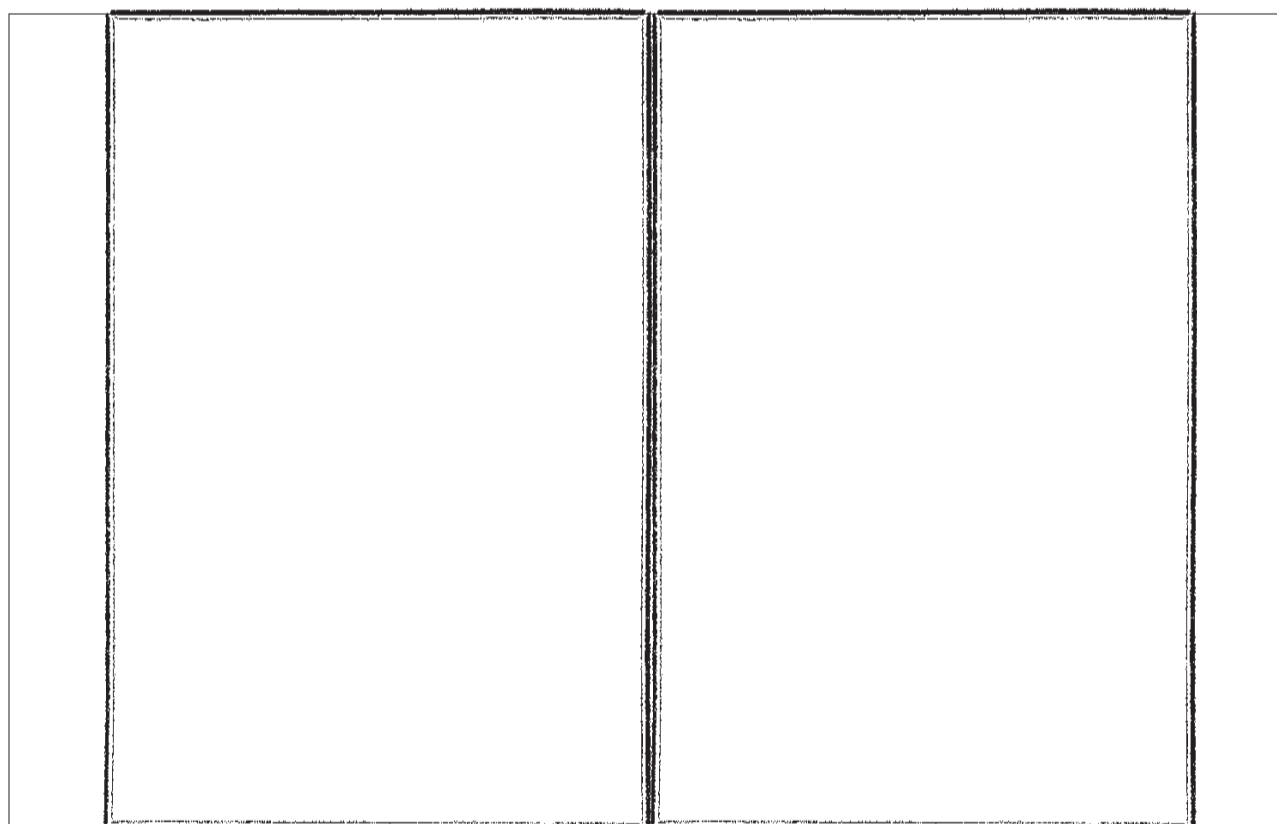
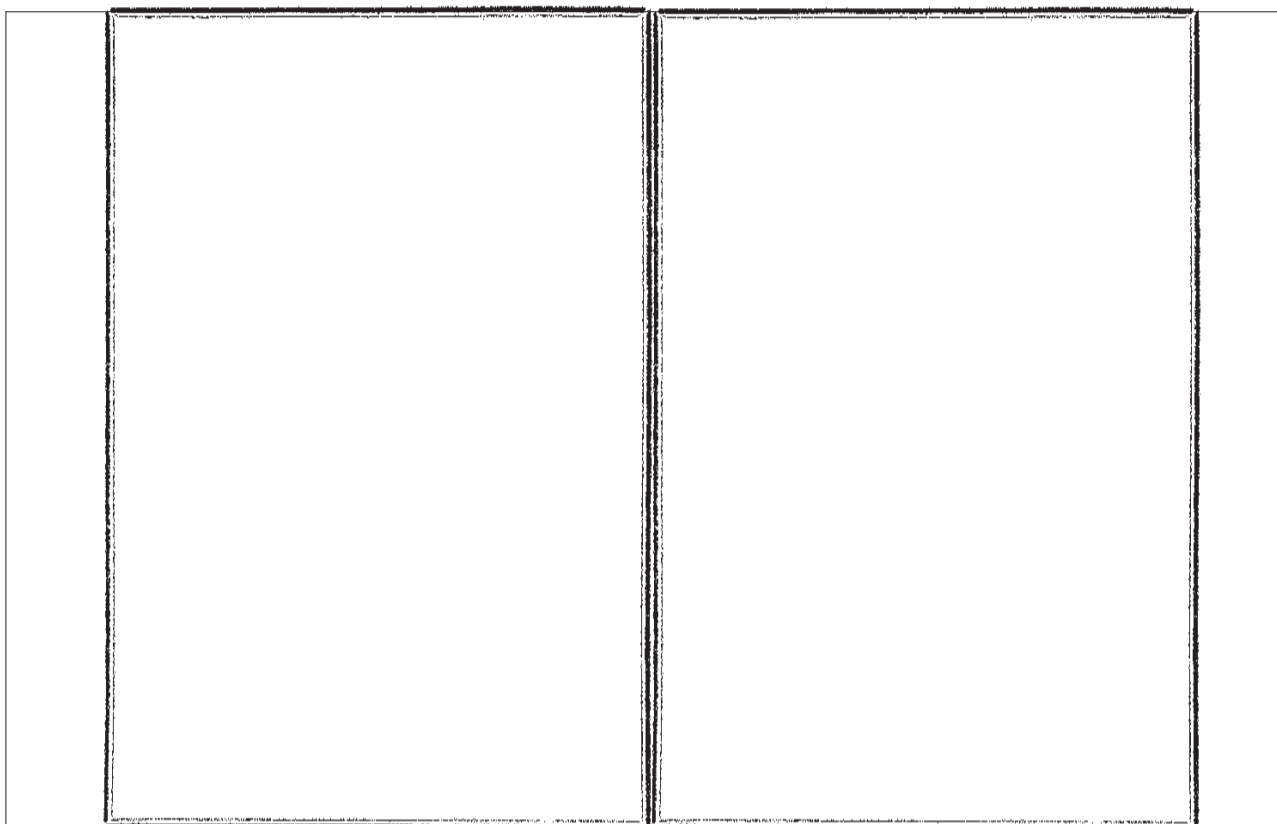
○議長(吉田房次郎君) それから郡案の修正説に御賛成の方は、(少數)

何れも成立致しません、然らば原案の第三讀會を省略して可決確定に致したい。

(異議無しの聲起る)

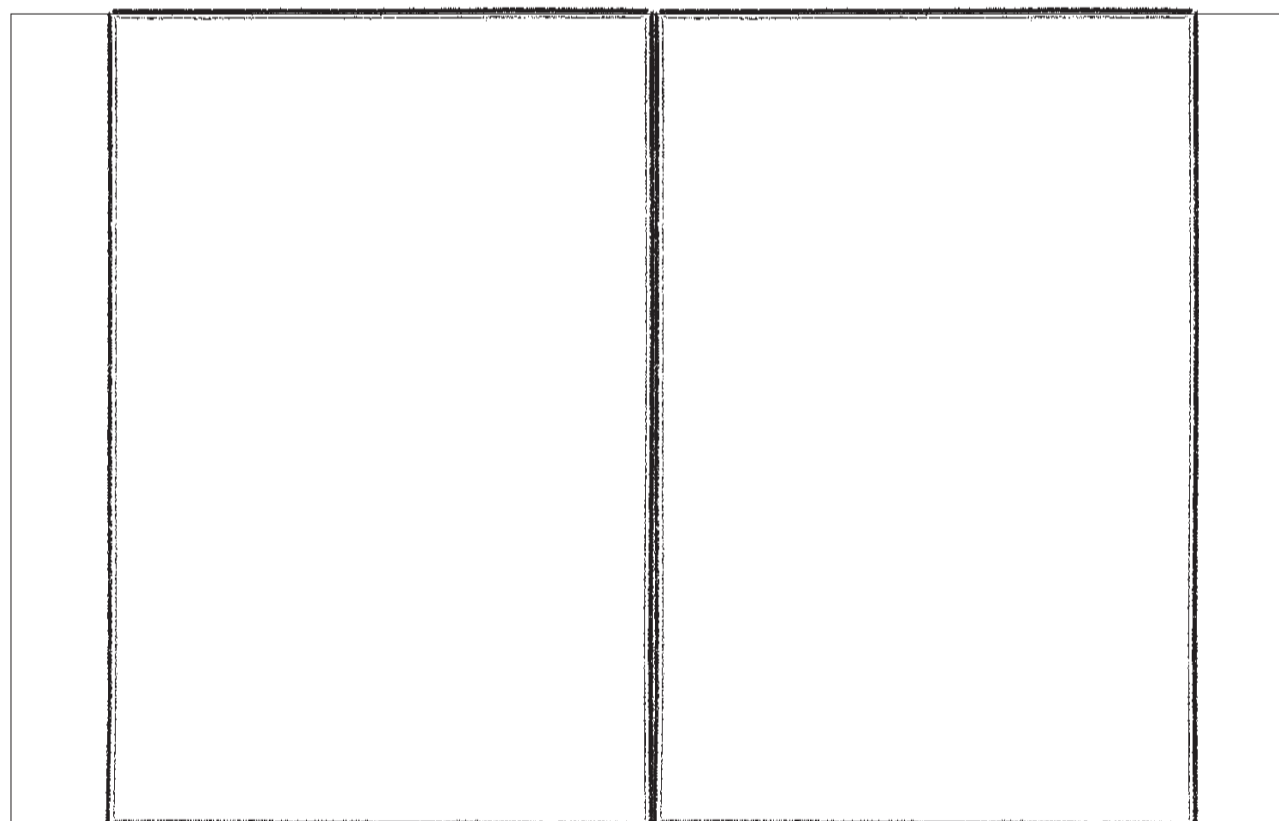
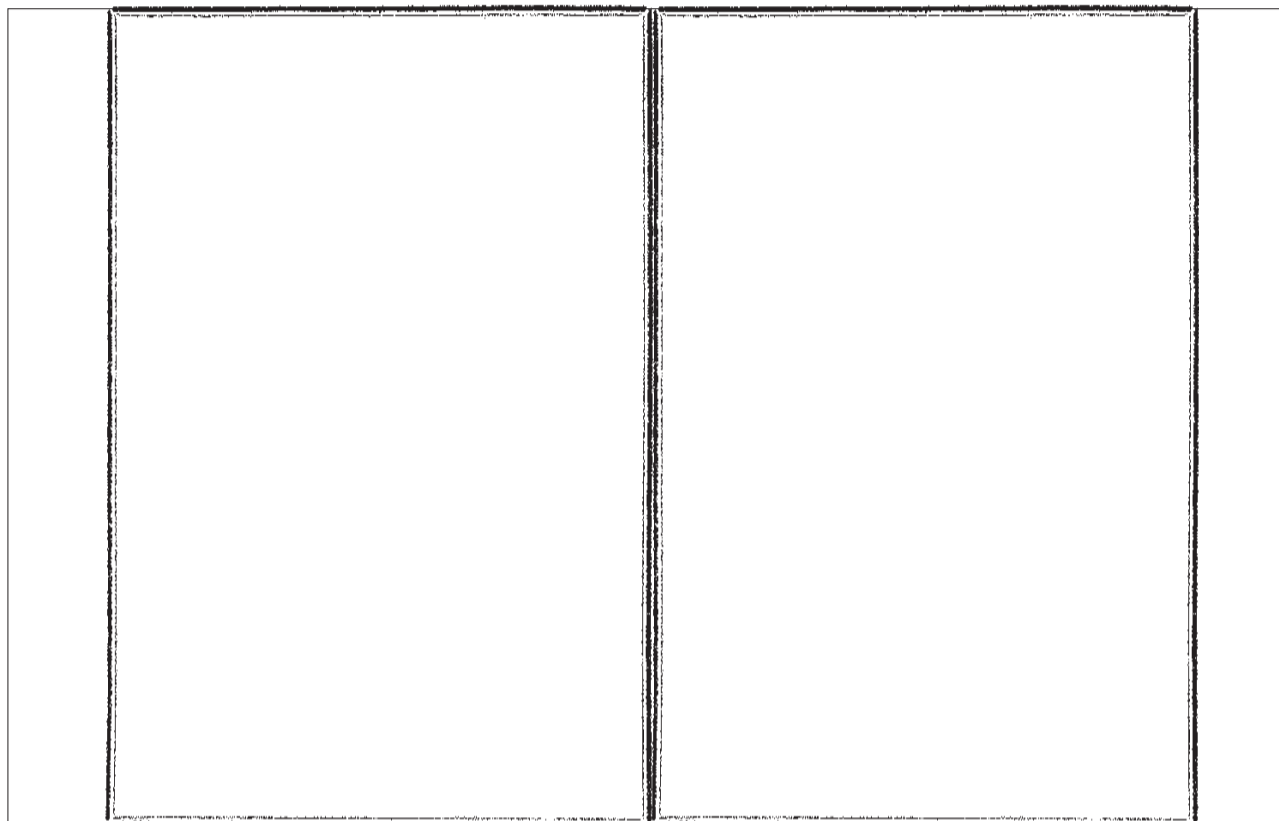
○議長(吉田房次郎君) それでは一言申上りますが、私は議長として甚だ不慣れで、今回は甚だ塵埃付きましたが、諸君の御指導と、御後援とによつて、兎に角無事通過した事に對して厚く感謝致します。

午前一時閉會



--	--

--	--



(61)		(60)	
昭和二年度特別會計電氣歳入出豫算更正		昭和二年度特別會計電氣歳入出追加豫算表	
歳入	歳出	歳入	歳出
一、繰越金 計 1,000,000	第一、土木建築費 七、貯炭費及外費 計 1,000,000	一、繰越金 計 1,000,000	一、繰越金 計 1,000,000
昭和二年度特別會計電氣歳入出豫算更正 銀拾七萬六千四百拾七也 銀拾四萬四千貳百拾六也 計銀五拾貳萬六千參拾貳也	昭和二年度特別會計電氣歳入出追加豫算表 銀參千也 計銀參千也	昭和二年度特別會計電氣歳入出追加豫算表 銀參千也 計銀參千也	昭和二年度特別會計電氣歳入出追加豫算表 銀參千也 計銀參千也
臨時部	臨時部	臨時部	臨時部
常部	常部	常部	常部
部	部	部	部

(63)		(62)	
昭和二年度特別會計電氣歳入出豫算更正表		昭和二年度特別會計電氣歳入出追加豫算表	
歳入	歳出	歳入	歳出
一、繰越金 計 1,000,000	第一、土木建築費 七、貯炭費及外費 計 1,000,000	一、繰越金 計 1,000,000	一、繰越金 計 1,000,000
昭和二年度特別會計電氣歳入出豫算更正表 銀拾七萬六千四百拾七也 銀拾四萬四千貳百拾六也 計銀五拾貳萬六千參拾貳也	昭和二年度特別會計電氣歳入出追加豫算表 銀參千也 計銀參千也	昭和二年度特別會計電氣歳入出追加豫算表 銀參千也 計銀參千也	昭和二年度特別會計電氣歳入出追加豫算表 銀參千也 計銀參千也
臨時部	臨時部	臨時部	臨時部
常部	常部	常部	常部
部	部	部	部

(64)

第六條 本團の中心組織として、本團事務の執行、財政の管理、及その他重要事項の決定を、本團員より選出する。其の組織は、本團規約に定めらる。

第七條 本團規約の制定、修正、及び其の施行は、本團員より選出する。其の組織は、本團規約に定めらる。

本規約の施行は、本團規約に定めらる。

昭和二十二年三月二十一日施行の「本團規約」は、本團規約に定めらる。

天津日本居留民團規則

第一條 本團は、天津日本租界に在りて、本團規約に定めらる。

第二條 本團の中心組織として、本團事務の執行、財政の管理、及その他重要事項の決定を、本團員より選出する。其の組織は、本團規約に定めらる。

第三條 本團規約の制定、修正、及び其の施行は、本團員より選出する。其の組織は、本團規約に定めらる。

第四條 本團規約の施行は、本團規約に定めらる。

第五條 本團規約の施行は、本團規約に定めらる。

第六條 本團規約の施行は、本團規約に定めらる。

(65)

第八條 本團の中心組織として、本團事務の執行、財政の管理、及その他重要事項の決定を、本團員より選出する。其の組織は、本團規約に定めらる。

第九條 本團規約の制定、修正、及び其の施行は、本團員より選出する。其の組織は、本團規約に定めらる。

第十條 本團規約の施行は、本團規約に定めらる。

第十一條 本團規約の施行は、本團規約に定めらる。

第十二條 本團規約の施行は、本團規約に定めらる。

第十三條 本團規約の施行は、本團規約に定めらる。

第十四條 本團規約の施行は、本團規約に定めらる。

(66)

第十五條 本團規約の施行は、本團規約に定めらる。

第十六條 本團規約の施行は、本團規約に定めらる。

第十七條 本團規約の施行は、本團規約に定めらる。

第十八條 本團規約の施行は、本團規約に定めらる。

第十九條 本團規約の施行は、本團規約に定めらる。

第二十條 本團規約の施行は、本團規約に定めらる。

第二十一條 本團規約の施行は、本團規約に定めらる。

第二十二條 本團規約の施行は、本團規約に定めらる。

第二十三條 本團規約の施行は、本團規約に定めらる。

第二十四條 本團規約の施行は、本團規約に定めらる。

第二十五條 本團規約の施行は、本團規約に定めらる。

第二十六條 本團規約の施行は、本團規約に定めらる。

(67)

昭和二年居留民團出入退加豫算表

歳入	歳出
銀壹萬九千六百八拾九兩也	銀壹萬四千六百八拾九兩也
計銀壹萬九千六百八拾九兩也	計銀壹萬四千六百八拾九兩也
銀五千五百七拾兩也	銀五千五百七拾兩也
計銀壹萬九千六百八拾九兩也	計銀壹萬四千六百八拾九兩也

昭和二年居留民團出入退加豫算表

科	目	追加豫算額	備考
第七款	衛生費	10,000.00	
第十二款	雜收入	9,100.00	



科 目		追加算額	備 考
一、雜 收	住吉街御前所土地埋立費立替金	九,120.00	
計		九,120.00	
一、雜 費			
第 十 款 保 淨 費		三,600.00	
一、保給及手當	自動車運轉手五名、道路掃除夫十二名、鹽芥苦力二十名、下水苦力三十名、自動車付人夫十二名、苦力頭六名、十ヶ月分給料及年末慰勞金	三,600.00	
二、客 具 費	ブラシ、掃帚、泥桶、竹籠等	500.00	
三、修 繕 費		500.00	
四、消 耗 品 費	ガソリン三百罐代	1,000.00	
第十八款 義務除費		1,000.00	
三、訓 練 費		1,000.00	
四、消 耗 品 費		100.00	
五、雜 費	筆紙等	100.00	
計		13,120.00	
合 計		1,820.00	

科 目		追加算額	備 考
第十二款 家屋買收費		1,700.00	
一、家屋買收費		1,700.00	
第十二款 事務所費		500.00	
一、株券買收費	済安自來水公司株三株買收價格三百兩ノ換算額	500.00	
第十三款 義務除費		5,000.00	
一、被 服 費	冬、夏服各一、襪一、水筒一、卷脚絆一、以上三百四十五名分	5,000.00	
二、備 品 費	除塵、机、椅子、戸棚等	500.00	
合 計		1,820.00	

